

令和4年第3回名寄市議会定例会会議録
開議 令和4年9月22日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 報告第2号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
報告第3号 令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 報告第2号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
報告第3号 令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告について

1. 出席議員（18名）

- 議長 18番 東 千 春 議員
副議長 11番 佐 藤 靖 議員
1番 富 岡 達 彦 議員
2番 倉 澤 宏 議員
3番 山 崎 真 由 美 議員
4番 佐 久 間 誠 議員
5番 三 浦 勝 秀 議員
6番 今 村 芳 彦 議員
7番 五 十 嵐 千 絵 議員
8番 遠 藤 隆 男 議員
9番 清 水 一 夫 議員
10番 川 村 幸 栄 議員
12番 高 野 美 枝 子 議員
13番 高 橋 伸 典 議員
14番 塩 田 昌 彦 議員
15番 東 川 孝 義 議員

- 16番 山 田 典 幸 議員
17番 黒 井 徹 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

- 事務局 長 伊 藤 慈 生
書記 開 発 恵 美
書記 石 橋 恵 美
書記 加 藤 諒

1. 説明員

- 市長 加 藤 剛 士 君
副市長 橋 本 正 道 君
教育長 岸 小 夜 子 君
総務部長 渡 辺 博 史 君
総合政策部長 石 橋 毅 君
市民部長 廣 嶋 淳 一 君
健康福祉部長 馬 場 義 人 君
経済部長 山 田 裕 治 君
建設水道部長 東 聡 男 君
教育部長 木 村 睦 君
市立総合病院 岡 村 弘 重 君
事務部長
市立大学 水 間 剛 君
事務局 長
こども・高齢者 松 田 慎 司 君
支援室 長
産業振興室長 田 畑 次 郎 君
会計室長 鈴 木 康 寛 君
監査委員 岡 川 進 君

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

4番 佐久間 誠 議員

8番 遠藤 隆 男 議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

原油高騰・物価高騰等に対する総合緊急対策について外3件を、高橋伸典議員。

○13番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、順次質問してまいります。

まず初めに、大きい項目1、原油高騰・物価高騰等に対する総合緊急対策についてであります。新型コロナウイルス感染症の長期化並びにロシアによる領土侵犯による戦争により、ウクライナ危機による世界食料危機のため、物価高騰の影響や国際的なLNG価格、原油価格上昇等を背景に、電力需要の逼迫や、12月には燃料調整分が加算され、低圧電力自由料金の電気料金の2回目の値上げ、約700円があります。

地方創生臨時交付金、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が決定されました。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設され、前回も質問いたしましたが、これにより地方自治が実施する生活に困窮する方々の生活支援や児童扶養手当受給者等の非課税の子育て世帯の支援の取組をしっかりと後押しすることが総合緊急対策に明記されております。専門家は、物価の上

昇はここ数か月間続くと言われております。10月1日からは、6,532品目の値上がりで調味料等を含み、これまで約2万品目に及ぶ値上がりとなりました。本市も確実かつ具体的に実現することが生活に困窮する方々への生活支援であり、市民への経済支援と考えます。ある市では、全世帯に電気料金の補助等の1万円の実現を議決されました。本市も電気料金補助など積極的な活用の検討の理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目2つ目、新型コロナウイルス感染症に関する後遺症外来等についてであります。新型コロナウイルス感染症の後遺症外来についてお尋ねいたします。感染症が増え続ける限り、後遺症で苦しむ方々も増えると思われれます。後遺症外来や相談窓口の設置促進とともに、後遺症対策に関する医療データのオープンソース化、いわゆる無償一般公開も重要だと言われております。岸田首相は、後遺症に悩む方々は必要な医療を受けていただくよう努めてまいります、また後遺症に関する研究結果について広く国民に還元してまいりますと言われております。後遺症外来について、現在名寄市では新型コロナ感染症の累計患者数は数千人となっている状況で、子供の感染が8月は23.4%だったのが9月は30.6%と大変高止まりしております。私の周りにも障がい悩んでいる方がおられます。

そこで、お尋ねいたします。新型コロナウイルスに感染し、後遺症に悩む方が必要な医療を受ける体制が本市にも必要だと考えております。医療機関との連携した後遺症外来設置について、理事者の御見解をお願いいたします。

小さい項目2つ目、また他市町村では医療機関と連携した無料の新型コロナウイルス感染症後遺症相談窓口が設置されております。本市にも必要と感じられますが、理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目3つ目、公正な選挙の執行に向けてあります。公正な選挙の執行について、初めに

不在者投票指定施設での投票の公正化についてお尋ねをいたします。国民が投じた1票は重たく、大切な1票であることは言うまでもありません。投票日当日に投票所に行けない場合には、期日前投票ができるようになっているとともに、病気で入院されている場合には病院や老人ホーム、いわゆる不在者投票指定施設に入所、入院されている方であれば、その施設内で不在者投票をすることができます。

名寄市には、現在医療機関施設4施設、老人ホーム施設4施設、合わせて8施設で不在者投票ができると同っております。平成25年、公職選挙法が改正され、施設での不在者投票の際、公正な実施を確保するため、外部の方を立会人として立ち会わすよう制度が創設されました。全国においても、投票する患者に対して施設側の投票干渉などがあると聞き及んでおります。

そこで、不在者投票の公平性を保つため、施設関係者だけでなく、不在者投票に立ち会うのではなく、施設に関係ない第三者の立会いの義務づけが必要ではないかと思われまます。不在者投票指定施設での投票の公正化について理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目4つ目、投票率向上に向けた取組についてであります。今回参議院選挙における投票結果は、令和元年59.23%、令和4年は58.53%、前回の名寄市議会選挙も64.14%、年々投票率が減少しております。政治に信頼を戻すことも必要であります。平成28年から導入された18歳選挙権の動向など、若年層への対策や投票率向上につながる方策の検討が必要と考えられます。

そこで、お尋ねをいたします。1つには、期日前投票についてであります。期日前投票に行くのが大変と言われる高齢者が大変多いことが今回選挙中に聞かれました。名寄市役所に行き、あの階段を上るのが大変、文化センターや大型商業施設ではできないのかと何人からも言われました。市

として、投票率を上げる方法として検討はされているのか。文化センターや大型商業施設の期日前投票率を上げる方策について、期日前投票について理事者の御見解をお願いいたします。

小さい項目2つ目、障がいの方々への対応であります。市民との意見交換会でも障がい者の方が名寄市役所の期日前投票の際に車椅子で2階に上がらなければならないので大変と言われております。また、別の障がいの方からもそのことは言われております。障がい者にも安心して投票に行きやすい投票方法の検討はされておられるのか。障がい者への対応について理事者の御見解をお願いいたします。

小さい項目3つ目、今後行われる選挙に向けて投票率の向上や広報活動に対する具体的な取組について理事者の御見解をお願い申し上げ、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） おはようございます。高橋議員からは、大項目で4点御質問をいただきました。大項目1と2は私から、大項目3と4については総務部長からの答弁となりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、大項目1、原油高騰・物価高騰等に対する総合緊急対策について、小項目1の生活困窮者への生活支援に対する考え方について申し上げます。本市では、平成25年から名寄市福祉灯油支援事業実施要綱、平成27年からは名寄市冬の生活支援事業実施要綱を定めて、生活困窮者等の低所得者世帯を対象に、灯油代、電気代の負担軽減の取組を行っています。また、昨年度は原油価格の高騰を受け、冬期暖房用灯油の購入により、生活費に大きな影響を受ける生活困窮者等の所得が低い世帯を対象に、昨年12月15日に名寄市暖房費用緊急支援事業実施要綱を本年3月31日までを期限として定めて告示し、実施してきました。現在も依然として上昇を続ける原油価格などに圧迫を受けている家庭もあり、特に生活困窮者

への支援策が必要であると認識をしております。今後暖房費用がかさむ冬季を迎えるに当たり、広い視野で市内議論を加速し、より効果的な支援策となるよう政策判断をまいります。

次に、大項目2、新型コロナウイルス感染症に関する後遺症外来等について、小項目1、後遺症外来等の設置についてと小項目2、後遺症相談窓口の設置については関連がございますので、併せてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症は、誰でもかかる可能性のある病気ですが、治療や療養が終了しても、年代にかかわらず、嗅覚障がい、せき、呼吸困難、倦怠感などといった症状が現れ、長引く場合がございます。

国においては、令和4年7月6日の都道府県や保健所設置市に対する事務連絡において、罹患後症状などは一般医療の中で対処できるものが少なく、まずはかかりつけ医や地域の医療機関につなぐことが大事であると周知しております。

北海道では、療養終了後も症状が続く場合は、最寄りの保健所への相談を案内しております。保健所では、保健指導や受診勧奨を実施し、必要な方にはかかりつけ医や地域の医療機関を案内する体制が整えられております。

以上のことから、本市においては特定の医療機関に後遺症外来を設置するということではなく、保健所と連携をし、後遺症に苦しむ方々への丁寧な対応に努めてまいります。

また、後遺症相談窓口につきましても、保健所への相談を案内しておりますので、保健センターなどに寄せられました御相談についても、症状などをお聞きしながら保健所へつなぎ、スムーズに医療機関を受診していただけるよう丁寧な対応をまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは、大項目3、公正な選挙の執行に向けて及び大項目4、投票率向上に向けた取組についての2点につきまして、

名寄市選挙管理委員会の所管となりますので、同委員会事務局としてお答えいたします。

初めに、大項目3の小項目1、不在者投票指定施設での投票の公正化についてお答えします。本市の指定施設における不在者投票は、指定病院及び指定老人ホーム、計8施設において実施しており、いずれも一定の施設基準に基づき、北海道選挙管理委員会が指定した施設であります。指定施設における不在者投票の実施については、公職選挙法などの法令で規定されているとともに、北海道選挙管理委員会が示す手続によって実施することとなっており、本市としても選挙の公正を確保するため、それら法令等に基づいて実施しているところです。

御質問のありました外部立会人の選任についてですが、指定施設側の努力義務となっております。これまで本市の不在者投票において選任した事例はありません。現状としましては、各投票所の立会人の担い手不足が社会問題となっており、本市においても立会人の確保は非常に苦勞している状況で、年々確保が難しくなっている状況です。特に指定施設における不在者投票所の開設に当たっては、短期間で日程を調整し、実施していることもあり、第三者による外部立会人の選任を条件とすることは現実的に困難であると考えます。本市選挙管理委員会としては、議員がおっしゃるような施設側の投票干渉が起きないように、指定施設にマニュアルを配付するとともに、不在者投票の実施に当たり選挙管理委員会職員を配置し、適正な投票が行われるよう対策を講じているところです。今後も選挙の執行に当たり不正が発生しないよう対応していくとともに、北海道選挙管理委員会の指導、通知などに基づいた適正な選挙の執行に努めてまいります。

次に、大項目4、投票率向上に向けた取組について、小項目1、文化センター、大型商業施設での期日前投票所について、小項目2、障がい者への対応について、小項目3、投票率向上への具体

的な取組について、これらについては関連がありますので、一括してお答えします。

初めに、本市における投票率の推移を申し上げます。本年7月に執行された参議院議員通常選挙では、投票率は58.53%となり、前回の令和元年執行の選挙が59.23%、前々回の平成28年執行の選挙が63.8%でありましたので、参議院議員通常選挙の結果と比較すると、少しずつ投票率が減少してきている状況と言えます。

一方、期日前投票の状況については、本市では4か所で実施しており、有権者総数に占める期日前投票者数の割合は27.27%となりました。期日前投票所の数は、管内市町村のほとんどが1から2か所としている中、本市は4か所開設している状況もあり、期日前投票率は全道35市中1位となりました。

御質問のあった市民文化センターなどへの期日前投票所の増設についてですが、昨年の衆議院議員総選挙終了後の選挙管理委員会における総括において期日前投票所の増設について議論しましたが、期日前投票率が全道35市中トップである状況や同時並行的に複数の期日前投票所を設置することは事務負担が非常に大きいこと、さらには立会人確保の課題など、現行体制では期日前投票所の増設は困難と判断したところです。

次に、障がいがある方への環境整備についてですが、期日前投票所となっている名寄庁舎では階段を上る必要がありますが、昇降機を設置しており、呼び鈴を押していただければすぐに職員が伺いますので、階段の上り下りが不自由な方はぜひ御利用いただきたいと思います。また、これまでも各投票所には可能な限り手すりやスロープを設置してきたところでございます。

次に、投票率向上や広報活動に対する具体的な取組につきましては、大学における啓発活動やポスター掲示場を大学や高校の近くに設置するなど取り組んできました。また、小学生に選挙の大切さを知るためのパンフレットを配付しています。

加えて、最近の選挙では、投票所来場カードの交付を行う市町村が増えてきている状況であり、選挙割など、民間事業者による新しい取組も展開されてきていることから、今後本市においても発行について選挙管理委員会の中で議論してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） ありがとうございます。再質問させていただきます。

まず、原油高騰・物価高騰に対する総合緊急対策についてでありますけれども、まず住民税非課税の方々には灯油、そして電気料をお渡しされている。暖房費、緊急ということで。これ何世帯ぐらい、名寄ではお渡しされているのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 昨年度の実績になりますけれども、昨年度で一応686世帯の方々にお渡ししている形になっております。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） 686世帯、いい数かなというように思うのですが、住民税非課税世帯というのはいろいろありますから、単身の方で約100万円で、所得限度額が45万円だとか、扶養1人いる方は156万円、2人いる方は205万7,000円、3人の方は255万7,000円、4人の方は305万7,000円、未成年、そして養護、そして障がい者、独り親は204万3,000円なのなのですが、これで見ても名寄市は所得が100万円の方は、昨年ですけれども、555名、100万円から200万円が1,708名、200万円から300万円の方が3,565名の方なのです。

この住民税非課税といってもなかなか、住民税非課税の方なのだけれども、いただいている方たくさんおられます。それは、去年私もこの住民税非課税で5万円いただけるのですよねと何人からも連絡来まして、市役所行って、こういう人な

のだけれども、どうだい。いや、娘さんが百七、八十万円のところに勤めているので、お母さんの年金を合わせれば住民税非課税……。お母さんは住民税非課税だけれども、娘さんがその金額だからもらえませんかよというのがたくさんあります。風連の方でもそうでした。

だから、住民税非課税でも対応を私は別個にしたほうがいいと思う。よく言う、この住民税非課税の決めでは自治体が定める金額の少ないほうという、この額がありますよね。この額をちょっと高くしてもいいのかなと私は感じます。500万円、600万円も700万円ももらっている人にあげれというのでないのです。住民税非課税の方で娘さん1人しかいなくて、150万円から170万円の年収の方々、それが親の年金と合算するから非課税でなくなりますよというのは、私はおかしいかなと感じるのですけれども、そこら辺お聞かせいただきたいなと思います。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 暖房費用の助成の支援等々や、そのほかの福祉サービスでも除雪だとか様々なサービス、非課税だとか、あと生活保護費の基準だとかを参考にさせていただきながら、基準を決めさせていただいているところが実態でございます。

今議員御指摘いただいたように、御本人は非課税なのだけれども、課税されている方々に扶養になっている場合については、それは対象にならないよというものも当然中にはあるかと思えます。

扶養にするということは、その方に対して扶養義務が生じている方々だとか、扶養にすることによって支援しているという一定のお考えがあって支援されていると思いますので、そのような方とそうではない方が同一でいけるかどうかということも今後の参考にはさせていただかなければなりません。どこかで一定基準はつくっていかねばならないかと思っております。

現状としては、昨年度につきましてはそういう

形で実施をさせていただいているという、そういう実態でございます。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） 分かります。分かりますけれども、できれば世帯主が300万円も400万円も500万円ももらっている人ならいいのです。そこにはあげる必要はないと思います、扶養されているから。私が言うのは、この100万円から200万円、そして100万円以下の方々、これで約2,300名おられるのです。この方々と住民税非課税の方が一緒に住んでいる場合というのは、私は相当生活が厳しいかなと。その対応を、きっと国の制度でも自治体で定める額というのが設けられるというように感じていますので、そこをある程度私は調整されたほうがいいのかな。300万円以上だとか、そこら辺は全然気にしていません。この200万円以下の方々というのは、やっぱり真剣に考えていかないといけないのかな。ここで住民税非課税、おとし5万円もらっていますよね。今年も5万円、申請というか出しましたよね。ここで出たのです。5万円だけじゃないのかと、去年。でも、娘さんと一緒。今年も風連の方から連絡来て聞いたら、今年ももらえましたと連絡来ました。だから、そこら辺の調整、部長が言うのは合世帯でなく世帯は別にすればいいのかいという部分にもなってしまいますよね。そこがいいのかどうか。それと、世帯主の税金が上がってくるという部分もありますけれども、その部分しっかりと、私は行政として考えていただきたいなと思っています。

今回国のほうで昨日決定しました物価高騰対策に対する3.5兆円規模の部分であります。1つには12月までのガソリン、1つには住民税非課税の世帯に5万円が支給されます。そして、新型コロナ緊急包括支援ということで、病院のコロナの病床を増やすとか、地域創生臨時交付金4,000億円、そして家畜の餌だとかの負担増、あと自衛隊の燃料費だとかという部分があります。そ

の中で、今年新型コロナ、物価高騰で、当初約5兆円、名寄で約6,000万円ぐらい来たと思います。そして、今回追加されました。約1兆2,611億円になります。これが追加されたことによって、きっと名寄も何千万円か来るのかなという思いがあります。今回のこの5万円の非課税世帯というのは、前も1年置き、もらった人はもらえませんがということになっていましたから、去年もらったもらえないのです、今年は。ですから、今回この5万円来たものというのは、去年、おとし、今年もらった人はもらえなくなってしまうのでしょうか。どうなのでしょう。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 今回国のほうで方針決められた部分ですけども、5万円につきましては4年度の、今年の住民税非課税世帯ということになりますので、去年10万円をもらっている方について、3年度にもらっている方と同じ基準で交付される予定になっておりますので、支給はされると思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） 安心しました。

それで、きっとその部分で大分非課税の世帯は楽になると言ったらおかしいですけども、一息はつけるのかなという部分あると思います。この円安によって輸入品価格高騰だとか消費税の物価高騰、今回約31年ぶりに12か月連続2.8%上がりました。そして、食料品は4.1%、電気料は21.5%、ガスは16.9%、灯油も約10%という部分があります。そして、10月からの物価上昇を含めて、また北電の12月の低圧電力も含めて、松本市では1世帯、これは生活困窮者のみなのでですけども、1世帯電気料金の上昇分として6か月1万円、全世帯にあげますと。そして、鳥取県では1世帯、電気料上昇分約3か月分、7,000円、先ほど言った市は全世帯1万円配付するという報道が出ておりました。

先ほど馬場部長は、庁内でしっかり議論してスピーディーにやっていくと言われましたけれども、やっぱり早く決めなければ、生活している方からいけばすごく大変な思いをされていると思うのです。この臨時交付金、7月29日締めのももありましたし、これからのものも一般のものもあると思いますので、これからきっとどんどん、どんどん出るのかな、出すのかなという思いで見えています。本当に名寄市のお金を管理されていると言ったら悪いですけども、把握され、どういう部分でそういう生活困窮の方に支援ができるのか。また、市民の方に支援ができるのか。そして、事業所団体に支援ができるのかという部分がある程度橋本副市長の頭の中にはあるのかなというふうに私は思っているのですけれども、この地方創生臨時交付金をどのように活用、今橋本副市長のそろばんの中に項目があればお聞きをしたいなというように思うのですけれども。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 昨日、議員今御案内のとおり電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金ということで、昨日の議会散会後に私のほうに来ているということで確認しております。

それで、従前、その前に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というのが来ていますので、結局これは今まで来ていた分とこれからの分、2回分が用意されているなというふうに思っております。一般質問の中でも様々な形で物価高騰、燃料高騰ということが問題として上がっておりますので、まず第1弾、そして第2弾と構えていくのが交付金の流れにも沿っているのかなと思っております。

昨日了知したその交付金につきましては、まだQ&Aですとか従前の交付金とどういう使い分けができるのかと、まだ見えていませんので、この議論はまだなのですけれども、私の頭の中にあるのは、前にもお話ししましたけれども、これから冬を迎えて燃料の高騰がどうなっていくのか。

時期になるとかなり上がってきます。それと、円安傾向がどうなるのか、これは我々コントロールできない部分ですけれども、なかなか利上げが日本はできないので、結果的に円安に流れていくところですから、アメリカのほうではまた利率が上がってくるので、これ日本の利率が上がるとかなりインパクトが大きな話になりますので、その辺のことも見据えながら、頭の中にあるのは冬を迎えてのところでどういうことになるのかというのを少し推計しながらやらなければならない。方策としては、第1弾、第2弾と分けながら交付金でいろんな支援をできればというふうに思っております。

馬場部長のほうから議論を加速するということがお話しありまして、市長のほうからも、これは大事なことですということで指示を受けておりますので、さらに庁内で議論を加速して政策判断してまいりたいと思います。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） ぜひスピーディーな庁内議論を進めていただいて、早めに交付金をしっかりと配付していただきたいというふうに思います。

できれば、先ほど言ったように、住民税非課税の部分は分かります。でも、その部分を含めた世帯も検討していただけることが必要なとすごく思っています。

本当大変です。年収150万円ぐらいから200万円の方々が一人の親を、年金3万3,000円ですよ、月。3万6,000円かな、それぐらいしかもらえないのです。それを一緒に扶養して生活している方々たくさんいるのです。それも含めた庁内議論を私はしてほしいな。だから、300万円、400万円、500万円の年収をもらっている人は省いてもいいのかな。その、本当に目の届かない部分、100から200万円の間の年収の方々が非課税世帯持っている方々、その助けが今絶対必要だと思います。これ間違いなく

必要です。これやっていかないと、その世帯の方々大変な思いされます。生活困窮、独り親、子供のいる方、これも含めてしっかりと対策を練っていただくことを要望したいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

時間もありませんので、次に移りたいと思います。

次に、後遺症外来の部分は分かりました。今本当に子供がすごくかかっている状況であります。そして、私の知っている方の後遺症は味が分からないという。働いていますからそうなのですけれども、ひどい方は罹患後症状といって、働いても倦怠感ややる気をなくしたとか、休日になったら一日中、家のこともできないでぼおっとしているとか、そういう方々もおられると聞いていますし、いろんな方いるみたいです。そういう方々をやっぱり市として、体の症状のみならず、精神面だとか社会面でしっかりアプローチすることが行政として大事な事かなというふうに思っておりますので、先ほど保健所さんにつなぐということでは言っておりました。地域のかかりつけ医で名寄でやっているということで馬場部長は言っていたのですけれども、この後遺症外来、しっかりできるかかりつけ医って名寄は何件ぐらいあるのでしょうか。具体的にというか、何件ぐらい。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 今般一般質問いただいて、中身についていろいろ保健所やら道やらに問合せやら相談なりさせていただいているところでございます。私、先ほど答弁させていただいたかかりつけ医ということは、まず一般の私も含めた市民の方々についてはファーストコンタクトをするためのかかりつけ医を、ふだんちょっと風邪引いたとか、ちょっと調子が、おなかが痛いとかというときに診てもらえるお医者さんを見つけましょうということは市でも道でも国でも御案内をさせていただいているところです。

まず、コロナの症状に見舞われて、その後もし

調子が悪いとかということであれば、かかりつけ医の先生にまず御相談してくださいというところ
です。そのかかりつけの先生から、先ほど議員御
指摘いただいた専門外来というか、後遺症外来と
かにつなげていただくという形で、道のほうでも
札幌市では後遺症外来を一般のホームページで公
表しているのですけれども、北海道については保
健所等々では押さえているようなのですけれど、
私ども市町村だとか市民の皆さんに公表を今のと
ころしていないということでございますので、そ
れは私どもで御相談いただいたものは受け取っ
て、もしくはかかりつけ医の先生のほうから紹介
していただくというような形になるものかと思っ
ております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） 分かりました。

したら、名寄には今のところ専門の後遺症外来
の担当できるかかりつけの病院、または市立病院
等々ではできないから、旭川に行くしかないとい
うことなのでしょう。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 申し訳ござい
ません。それも含めて、後遺症外来を名寄市内で
設置しているかどうかということ公表していない
という状況でございますので、診てくださる先生
もいるのかもしれないのですけれども、現在のと
ころはかかりつけ医と保健所のほうでそういう内
容については押さえていらっしゃるのかなとい
うふうに思っているのです、まずはそういう後遺
症で悩んでいる方がいらっしゃったら、保健セン
ターもしくは保健所のほうに御相談いただけれ
ば、しるべき医療機関につなげていただくとか
というような対応はできるかなというふうに思
っております。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） 分かりました。

本当にこの罹患後症状を持たれている方、精神

的な面、社会的アプローチ、しっかり支えてい
てあげることが要望したいというふうに思いま
す。

次に、公正な選挙執行について、これは施設
で立会人を決めなければいけないとか投票干渉
がないことを選挙管理委員会が見に行っている
ということなので、これからはしっかりと進めて
いただきたいということをお願いいたします。

最後に、選挙の投票率を上げる部分でのお話
を、残り時間17分ですけれども、行いたいとい
うふうに思います。

まず、皆さんの言うのは、名寄市役所に期日
前投票に来て、あそこの階段上るのが大変、障
がい者の方は、あのスロープに行くのが大変。呼
んでも、来てくれるけれども、エレベーターで
上がって、あれも大変、おっかない。いろいろ
あるので、だから、根本はバリアフリーのとこ
ろで期日前投票をする以外には私はないと思
います。根本的に名寄市役所内でそこをでき
るのかといたら、できるとしたら食堂ぐら
いかなとか、そこら辺ぐらいしかないの
です。上ではやっぱり期日前投票、高
齢者、障がい者の方々に上がってこいよ
というの、もう選挙やらなくてもいいよ
というぐらい大変なことだというふう
に私は思います。その部分は、改善を
していただきたいなというふうに思
うのです。その部分を、部長、どう
お考えなのか。

部長は、もうあそこしかないのだ、毎
回言われます。分かるのです。あそこ
しかないのは分かるのですけれど、
やはり高齢者と障がい者が安心して
投票に行ける場所を作ってあげない
限り、これは投票率を上げるだけ
でなく、選挙に行く権利の方々の
お礼だと思っております、私は。
その部分を、やっぱり改善をお願い
したいなというふうに思っている
のですけれども。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 名寄庁舎の
関係でお話ございました。

総務、施設管理を私どもの業務
として携わって

おりますので、その部分で申し上げますと、基本的に昭和43年に名寄庁舎が建設されて、この間大規模改修なんかもしながら今に至って、そしてあとこの庁舎も公共施設の個別施設計画等では、あとしばらくは長寿命化を図ってと、適切な維持管理を図りながらということで、この施設を当分は使うという形で考えているところでございます。

そういう部分におきまして、基礎的な環境の整備ということも含めて、十数年前でしょうか、まずピロティーから入ってきて、エレベーターもなく、長い階段があって、スロープも急だということもある。あと、1階から2階に福祉部門があるのですけれども、そちらに行くのもやっぱり階段。エレベーターが止まらない、そういう根本的な課題があるということで、これを解消するにはもう抜本的に改築するしかないということも含めまして、十数年前に階段昇降機というのを1,000万円以上かけて2台設置したところでございます。あれにつきましては、昭和43年に建った建物が、やっぱり当時はそれでよかったのでしょうけれども、今現状に合わないという形で、基礎的に環境整備をさせていただいたというところで理解しているところでございます。

あの階段昇降機につきましては、選挙のみならず、福祉のほうに行くにも、そのために設置したというものでございます。なかなか、あの昇降機を使うのに勇気が要るだとか、皆さん注目するという部分もあるのですが、私どもとしてはぜひあれを使っていただいて、すぐ呼び鈴を押していただいて、当然市民課の窓口の職員ですとか、選挙があれば選挙の事務従事者も研修を受けて、すぐ操作できるようになっていますので、あの昇降機を否定されると、この庁舎自体の存在が難しくなるという形もありますので、私どもとしてはぜひあのものを普通に使っていただいて、呼び鈴を押していただいて、職員がすぐ来ますので、普通に使っていただければと思いますし、議員の皆さん

ももしそういう問合せがあったときには、普通に使ってくださいと。そのためにあるものですからという形でやっていただければ、私どもは嫌な顔一つせず、親切に対応させていただいて、昇降機を活用させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

あと、基本的に名寄庁舎でとか、風連庁舎もそうなのですけれども、期日前投票所の場所になっているということについては、恐らくどこの自治体も庁舎と支所が期日前投票所の場所になっているということもありますし、私ども実は選挙管理委員会は総務課ですとか、あと風連でしたら選挙管理委員会は地域住民課ですか、全て兼務で行ってまして、あとは住民基本台帳の機械的なこともありますし、やはりあそこでやるのが一番効率があるという形で期日前投票所と指定させていただいておりますので、御理解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） 庁舎改修できないのも知っています、私は。壊してしまうと崩れるのも分かりますし……

（何事か呼ぶ者あり）

○13番（高橋伸典議員） ぼろくないです。そういう構造なのです。分かるのです。だから、分かるのですけれども、改修すれだとかどうのこうのは私は一切言いません。

そして、先ほど部長はここに住民票の機械なんかがあるからというふうに言われておりましたけれども、ほかのところは文化センターと大型商業施設でできないのかという市民の方からあって、調べさせていただきました。

青森県の弘前市、ここではある大型商業施設に期日前投票を移動しております。そして、ここの部分では光回線、これが入っている。ここは役所の施設があるのです。そして、システム関係費、追加ライセンスで約90万2,880円、もう一つ28万1,880円、そこに市民生活センター

が入っているから、その修繕費で2万5,000円で約120万円ぐらいでここはできている。そして、期日前投票、2万3,553人投票者数があったのですけれども、この大型投票施設では8,211名、期日前投票の約30%の方々が投票に行ったというふうに書いてあります。

そして、秋田市では、ここも市役所の施設が大型商業施設に入っていますから、回線引込み初期で43万9,020円、選挙用にかかるイーサネット回線使用料で12万7,440円、期日前投票システム運用手数料で11万4,720円かかっています。ここも期日前投票が約41%、そしてこの41%のうち20.7%が40代以下の方が投票されています。

もう一つが青森市、ここも大型商業施設です。今回69.25%の投票率だったのですけれども、その全体の22.25%、だから相当の数、3分の1の方がこの大型商業施設で投票を終わっているということなのです。期日前投票で。費用は217万円、ネットワーク構築費用172万円、あと人件費16万7,000円、会場費で13万円。

名寄でも一応できるのでないかなというふうに、この部分を見たら思うのです。名寄の行政型のサーバーがあって、そして全部そうなのです。民間企業のネットワークに一回入れて、そしてモバイル接続専用スイッチで抜けて会場のほうに行っている。可能なことは可能だというふうに私は感じるのですけれども、部長が言う名寄市のために費用が大変なのだというのはすごく重々分かるのですけれども、可能なのは可能ではないですか。そうならば、市役所ではなく、違うバリアフリーのところの行政の施設で、まちの真ん中ぐらいで期日前投票を全体でやれば、私は高齢者、障がい者の方含めて来れると思うのですけれども、その部分どのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 今議員おっしゃるの

は、名寄庁舎を期日前投票所から外しても、大型商業施設だとか、そういうバリアフリーのところをやったほうがいいのではないかという話なのかなと思います。

今やっているところ、私どもとしては3か所プラス大学、4か所で実施しているというところでございます。

先ほど申し上げましたけれども、市役所ですとか名寄庁舎ですとか、風連庁舎ですとか、智恵文支所につきましては、そこそこの地域の代表というか、庁舎という形でこれまでもそこで設置して投票所として利用させていただいたということもありますし、先ほど申し上げましたが、職員も兼務でやっていますので、それぞれの業務をそれぞれ並行しながら効率よくやっているという部分でございます。

確かに、例えば名寄庁舎が、期日前投票所の多くは名寄庁舎が多いのですけれども、そこをやめて、どこか商業施設にやるというのは可能かもしれませんけれども、どうでしょう、市民の皆さんも含め、それについては様々な御議論があらうかと思っておりますので、今後選挙管理委員会の中でもそういう市議会で御意見があったということも伝えていきながら議論していければと思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 高橋議員。

○13番（高橋伸典議員） よろしくお願ひします。

本当に投票率を上げるというのは、市民が安心して行ける場所、名寄市役所が安心して行ける場所でないというのでないです。本当に投票に行きたいなという、だから行政のバリアフリーの建物で私は全然構わないと思います。市民が行きやすい方法を模索していただいて、安心して投票できる体制を整えていただくことを要望いたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（東 千春議員） 以上で高橋伸典議員の

質問を終わります。

都市公園の在り方について外1件を、三浦勝秀議員。

○5番（三浦勝秀議員） 議長より御指名いただきましたので、通告順に従い、質問させていただきます。

大項目1、都市公園の在り方についてお伺いたします。都市公園とは、都市公園法によって設置や管理に関する基準が定められ、国や地方公共団体が設置、管理を行う都市施設であり、公共インフラの一つです。都市における人々のレクリエーションの空間や良好な都市環境の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間の提供など、役割を担っています。

近年、都市公園のストックは増大する一方、施設の老朽化、財政状況の厳しさを受け、都市公園のストックの適切な維持管理を行う環境は年々厳しさを増しています。

本市においては、名寄市公園施設長寿命化計画を策定し、遊具の新設等、適切な公園の維持管理に御尽力いただき、公園の整備は一定程度進みつつあると理解するところでございます。

しかし、その一方で公園施設の老朽化で本来持っていたポテンシャルを十分に発揮できていない都市公園も散見されることが懸念されます。

小項目1、市内の公園のトイレを見ると、老朽化が進んでいる場所があると思いますが、現状と今後の改修計画についてお知らせください。

小項目2、都市公園のストック再編等の検討についてお伺いたします。都市公園の在り方について議論する上で、人口減少による需要の低下についても考えていくべきだと思います。都市公園は、本来多様な機能を発揮して、都市の機能維持向上に寄与するべきであり、みだりに廃止するべきではないと考えています。しかし、今後公園の周辺人口が減少することで利用が見込めなくなり、その設置目的を十分果たせなくなる都市公園が発

生することも見込まれます。施設を集約、再編することも都市全体の将来像の実現に向けた全体的な計画の中で進めていくことが必要と考えますが、理事者の御見解をお伺いいたします。

次に、大項目2、観光産業施策についてお伺いいたします。観光産業は、旅行業や宿泊業だけではなく、交通業や飲食業、小売業なども含め、裾野の広い産業です。地域経済の影響は極めて大きいものです。いまだ新型コロナウイルス感染症の影響を受け、感染防止対策に取り組むことが必要ですが、感染状況を見極めた上で地域経済に活力を取り戻すといった観点からも、観光振興にも取り組んでいくことが必要であると考えます。

観光業の皆様にとっては、大変厳しい状況が続いており、飲食業を営まれている方にお話を聞きますと、多くの補助制度で今までは大変助かっているが、もしコロナ禍以前の元どおりに戻ったとしても、人材不足等の影響により規模を縮小して営業をせざるを得ない状況になる可能性があるとお聞きしています。

政府においては、新型コロナウイルスの感染者が療養のために待機する期間について短縮する方針を示すなど、変異型の発生や感染拡大に備えつつ、社会経済活動を正常に近づける措置を打ち出しています。観光庁も様々な支援策やコンテンツを造成し、多く予算づけしており、観光産業の本格的な復興を見据え、力を入れていることがうかがえるところです。

小項目1、これから改めて地域の観光事業者をしっかりと支援する取組が必要であると考えますが、市のお考えをお聞かせください。

小項目2、テント等イベント備品の更新や修繕についてお伺いいたします。行政報告で加藤市長からありましたように、アスパラまつりやふうれん白樺まつり、てっし・名寄まつりなど様々なイベントが久しぶりに開催されました。てっし・名寄まつりについては、過去最多の観客動員数とお伺いしているところでございます。理事者の皆様

も御承知のとおり、イベントの運営にはテント等、様々な備品が必要です。本市が管理されているテントにおいては、骨組みの破損や天幕の老朽化が著しく確認されているところがございます。イベントにおける安全面での配慮や来場者へのホスピタリティーの観点から適切な修繕や更新が必要であると考えます。テント等様々な市民団体が利用するイベント備品の更新についてどのように進めていくのかお知らせください。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 三浦議員からは、大項目で2点にわたり御質問いただきました。大項目1は私から、大項目2は産業振興室長からの答弁となりますので、よろしく申し上げます。

初めに、大項目の1、都市公園の在り方について、小項目の1、公衆トイレの現状と改修計画についてお答えします。本市においては、都市公園として位置づけられている公園は31か所ございます。名寄児童公園のような最も身近で、公園からおおむね250メートル範囲内の街区にお住まいの方が多く利用する街区公園が24か所、大学公園のようなおおむね500メートル範囲内の近隣区にお住まいの方が多く利用する近隣公園が3か所、名寄公園のような都市部全般の方が休息、観賞や散歩、遊戯、運動など総合的に利用することができる総合公園が3か所、道立サンピラーパークのような市町村の区域を超え、広域のレクリエーションの需要の場としてお送りをする広域公園は1か所あり、公園の整備につきましては設置から維持補修を重ね、平成22年度に策定した名寄市公園施設長寿命化計画に基づき整備を進めてまいりました。

全31か所の都市公園の中でトイレが設置されている都市公園は20公園あり、設置されているトイレの数は名寄公園は3か所、浅江島公園は2か所、サンピラーパーク森の休暇村も同じく2か所、そのほかの都市公園は1か所ずつ17公園に

設置されており、合計で24か所となります。

トイレの設置後、改築や改修からの経過年数の状況については、20年未満が6か所、20年から29年が11か所、30年から39年が5か所、40年以上が2か所となっております。経過年数20年から29年が最も多い46%と、およそ半分を占めています。

本市では、公園のトイレを利用する際に快適で清潔な環境を提供するために、必要に応じた修繕や定期的な清掃を実施し、設備の維持を図ってまいりました。しかしながら、使用頻度や設置された場所、早い段階で破損箇所を修繕できているかなど、それぞれのトイレの状況に違いはありますが、長年使用しているトイレについては、臭いや汚れの染み、経年による老朽化が進んでいることは承知をしております。

今後の公園トイレの改修につきましては、これまでと同様に定期的な清掃を行うとともに、利用頻度や経年劣化、破損などの状況をしっかりと把握し、昨年度実施した大きな公園アンケート調査により市民からいただいた意見を踏まえながら、現在トイレの具体的な改修年次計画は定めておりませんが、噴水やトイレなど公園施設全体の改修内容について検討し、進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、小項目2、都市公園のストック再編等の検討についてお答えいたします。都市公園の整備に関する考え方は、都市公園法や都市公園法施行令などにより、住民1人当たりの標準的な敷地面積が定められているほか、自治体が都市公園を設置する場合、都市公園の分布の均衡を図り、かつ防災、避難等、災害の防止に資するよう考慮するとともに、居住する市民が様々な利用目的に応じて都市公園としての機能を十分に発揮することができるように配置をし、その敷地面積を定めるものと規定されております。

また、このように整備された都市公園は、多様

な機能を有しているため、社会資本のストック効果も多様となっており、都市公園の効果が示されております。例えば1つ目には、生活の質の向上効果として生物の多様性の確保、二酸化炭素の吸収、健康運動、レクリエーションの場となり、心身の健康増進に寄与、子供の健全育成の場を提供、地域コミュニティの活動拠点、良好な町並みの形成効果を有してございます。2つ目には、安全安心効果として災害発生時の避難地や防災拠点としての活用により、都市の安全性を向上させる効果を有している。以上のような都市公園のストック効果があり、市街地形成において重要な役割を担っております。

本市におきましても、都市公園は生活関連基盤の一つに位置づけられていることから、安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな生活環境の実現に向け都市公園法と法令に基づいた整備を積み重ね、現在の都市公園の整備のストックとなっております。

また、公園施設においては、平成22年度に名寄市公園施設等長寿命化計画を策定し、遊具や照明灯、石積み擁壁、人道橋などを計画的に更新し、安全で安心な公園環境の維持を図ってまいりました。

市街地の徒歩圏内にある身近な存在として整備された街区公園や敷地が広く、自然豊かで様々な施設が整備された総合公園や近隣公園、これらは市民に対し散歩やパークゴルフを楽しんだり自然観察や子供と遊べる場であったり、町内会活動の憩いの場としても目的に応じて公園を活用しているものと認識しております。

人口減少に伴う都市公園の集約、再編に対する考え方についてですが、街区公園や近隣公園、総合公園の配置状況を見ますと、このほとんどが人口集中区域内、D I D地区というのですけれども、この区域の中、もしくは隣接地に配置をされており、それぞれの地区に市民が居住されていることを鑑みますと、生活基盤の一つとなっている公園

の廃止等については今の段階では検討できる公園はないと考えておりますけれども、将来的に人口が減少していく中での公園の在り方については、今後も状況をしっかりと分析し、調査研究してまいりますので、御理解くださいますようよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私から大項目の2、観光産業施策についてお答えいたします。

初めに、小項目の1、観光事業者への支援についてですが、新型コロナウイルス感染症が国内で流行し始めてから2年半が経過しましたが、この未曾有の世界的危機に対して、国や道により外出や外食の自粛など、経済を止める施策が取られたことから、経営維持に資する国の給付金や道の協力支援金に加え、本市においては6度にわたる給付金による支援や3度のプレミアムつき商品券事業への支援を行ってまいりました。

本市の給付金では、飲食業、宿泊業及びバス、タクシー業を手厚く支援するとともに、業種によらず支援することで裾野の広い観光関連産業の経営維持に努めてきたところです。

また、プレミアムつき商品券においては、1回目は飲食店限定、3回目は一部を飲食店限定とすることで飲食業者の支援に努めてまいりました。感染の第7波が落ち着きを見せつつある中、9月8日には国はウィズコロナに向けた政策の考え方を決定し、感染防止と社会経済活動の両立を図る方針とされたところです。そのための施策として、道による旅行者支援であるどうみん割は、利用対象者が青森県民と福島県民まで拡大され、期間も9月30日まで延長されました。このほか、国においてはGo To トラベルに代わる全国旅行支援を近く開始する調整に入ったとの報道もあったところです。

また、道による飲食店利用促進支援事業は、第三者認証店を対象としたプレミアム率25%のプ

レミアムつき商品券で、9月7日時点で105店の市内認証店のうち、この事業に参加している飲食店は42店となっており、紙クーポンと電子クーポンの両方に対応する必要がありますが、利用者がスマホなどで読み込む2次元バーコード、いわゆるQRコードが送られてくる方式のため、初期投資を必要とせず、非接触決済が可能となり、感染防止対策と利用者の利便性が図られることから、より多くの飲食店に御参加いただくことで、広く支援が行き届くものと考えております。

市が実施する事業者対策に関して、地方創生臨時交付金における原油価格・物価高騰対応分については、国が示す活用可能な事業として大きく生活者支援と事業者支援に分かれ、事業者支援では地域の物流の維持に向けた経営支援や宿泊事業者、旅行者、観光関連産業に対する経営支援など13項目と多岐にわたっています。

また、今般新たに電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設され、その中でも推奨支援メニューとして生活者支援、事業者支援とそれぞれに幅広く細かく例示をされています。

限られた財源の中で市民や市内事業者のために最も効果的な対策を実施するためには、これから冬を迎える時間軸も見極めながら慎重に検討しなければならないと考えており、国や道の施策を注視しながら、経済団体や研究機関と緊密に連携してまいります。

一方で、本市では全部改正した中小企業振興条例に基づき、店舗のリニューアルや創業支援、事業所の人材育成支援を拡充したほか、事業承継を支援するメニューなどを創設し、前年に比べ2倍以上の予算規模を確保して、観光産業に携わる事業者を含め中小企業の支援に努めているところでございます。

次に、小項目の2、テント等イベント備品の更新や修繕についてお答えいたします。各種イベントの運営には、テントをはじめとして様々な備品

が必要になりますが、基本的には各種イベントを実施する実行委員会や協議会などの団体が準備すべきものと考えております。しかし、実際にはテントや机、椅子などの備品を市などが所有し、健康の森や文化センターなどの市の施設で分散保管しており、市が実行委員会に参画する大型イベントをはじめ、市内各イベントにおいて使っていただいております。特にあぐりん館に保管されているテントについては、産業まつり実行委員会が相当程度昔に購入したものが中心で、アスparaまつり、てっし・名寄まつり、産業まつり、雪質日本一フェスティバルなど使用頻度も多いため老朽化が著しく、安全性や衛生上支障を来すものもあることから、利用者からは更新や修繕を希望する声があることは承知しているところでございます。

以上で私の答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） それぞれ御答弁いただきましたので、確認含めて再質問させていただきます。タブレットで不慣れですが、御了承くださいませ。

まず、都市公園のトイレについて、細かくいただきました。それで、なぜこの話をさせていただいたかという、利用者の方から、部長もおっしゃられていたように、臭いのほうとか、そういったところが気になるということのお話をいただきました。そういったところも御答弁でお話しいただいて、認識はされているとのことでした。なので、こちらの臭い、汚れについては今光触媒のタイル等、何かいろんな臭い軽減の素材も出てきているみたいなので、そういったものも改修になるのかな。その改修等についても考えていられるということ承知いたしました。

もう一つ、和式のトイレが利用しづらいよといったお話もあるのですが、和式を洋式にするというお考えについてあるのか、お聞かせいただきたいなと思います。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 今ありました、水洗ではあるのですけれども、和式の便器が多数ございます。こちらを洋式化ということは、当然私どものほうにも多く要望もいただいているところなのですけれども、いかんせんその部分につきましてはその改修をするのであれば、ただ便器だけを取り替えるという手法もあるのですけれども、今の状況であればトイレの躯体そのものの老朽化もございまして、公園であれば本来であればバリアフリー対応とかも考えてということの整備も考えていかなければならないのですけれども、そうなってくると便器だけでなく総体を考えていかなければならないということも併せて考えていかなければならないものですから、その辺具体的に便器の取替えだけということではなくて、そこも含めた公園全体の中で考えていきたいなと。具体的にいつという、どの部分という、どのぐらいの箇所ということはないのですけれども、将来的にはそういう部分で検討しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） ありがとうございます。

バリアフリーについても次にお聞きしようかなと思ったのですが、考えられているということで理解しました。

風連と、あと徳田地区ですか、ユニット型のトイレの設置もあると思うのですが、ああいったものに更新をするほうがこれから、今費用のお話もあったと思うのですが、ユニット型に移行していくという形という考えなのか、確認させていただきたいなと。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 具体的にユニットありきということではなくて、やはりいろんな人が多目的で使われるということもあります。街区公園ではなかなかトイレ全体ということは考えにくいのですけれども、もしかしたらユニットという、議員おっしゃられるとおりに考え方もある

かと思えますけれども、やっぱり多くの人利用される公園につきましては、少しトイレに求められている、いろんな部分で、トイレだけではなくて、今ですとおむつ取り替える台もないわというようなこともいただいておりますので、その辺も併せてということなので、やはり公園の規模、種類に応じてその辺も考えてまいりたいなと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） ありがとうございます。

今本当におむつのこともお聞きしようかなと思った。全部先に考えて答えていただいているということで、住民の方にアンケートでもあって、しっかりいただいているということで、これから素晴らしい地域、地区に合ったトイレになってくるのかなというふうに思います。ありがとうございます。

では、次に街区公園、今のところ集約などの計画はないということは、今のまま続け、管理されていくのかなというふうに理解しました。

個別的な大学公園のことで1点お伺いしたいのですけれども、大学公園って利用者が大体南側に車、路上に駐車されて利用されていると思うのですが、こういった駐車場の整備については難しいと思うのですが、一応考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 大学公園についてということで、多くの方が隣接している大学の駐車場を使っていいのだろうかというお問合せもよくいただいたりもするところなのですけれども、なので近傍の道路に車を一時的に止めてという利用もあろうかと思うのですけれども、今のところ、公園の今ある部分を潰して駐車場にしていこうかという計画は具体的には私どもでは今持っていないということになります。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） すみません。もう一回

確認したいのですけれども、大学公園の利用者が名寄市立大学の駐車場を使うというのはできないということよろしいですか。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） はい。正式に言うと、好ましい形ではないので、この場では使えませんという回答になろうかと思えます。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） 分かりました。

路上駐車がそのままいい、悪いと、いろいろあると思うのですが、安全面に配慮した公園運用できるように、しっかり検討もしていくことが必要と思うのですけれども、今のところ一定程度整備のことは、大学公園の駐車場等の整備は考えていない。あと、大学の駐車場も基本的には利用できないということでございます。これ安全に配慮するために、うまい工夫とかというのは何か……

（何事か呼ぶ者あり）

○5番（三浦勝秀議員） 提案はないのですけれども、安全にやっぱり、あそこ一定程度学生さんもいらっしゃいますし、そんな人通り少なくはないと思うのですけれども、安全に使うために路上駐車というのはやっぱりちょっと危険性があるのかなというふうに、どうお考えになりますか。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 今考え方ということになれば、今駐車場を増設したりだとか中に公園潰してということはないということで、では安全対策をどういうふうに考えていくのだという部分については、公園アンケートの中でもその辺の要望もいただいておりますので、考えてまいりたいと思えますけれども、駐車場を造ることになると、隣接する大学も潰さなければならぬのかだとか、別に公共用地取得をして公園の駐車場を整備しなければならないのかということも検討はいたしますけれども、基本的にあその公園は設立当時から駐車場のない公園を、駐車場を整備している公園はあまり多くはないのですけ

れども、市で計画をしたものですから、そういうような市民の声があるということは承っておりますので、そういう部分も併せて将来的に公園の大きな改修が考えられる場合には考えてまいりたいと思えます。早急に今、では駐車場を隣接地に整備ということは難しいかなというふうに思っていますけれども、将来的にはということで考えていきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） 分かりました。

大学公園も、名寄市にはすばらしい公園がたくさんありますので、そういったところを車で行かれる方、利用されるといいのかなと思えます。

トイレと公園については、以上で終わります。

大項目2つ目、観光事業について再度質問、確認させていただきます。観光事業者について、今まで国や道の支援メニュー、また本市のメニュー、何度も何度も田畑室長とは議論させていただいている内容で理解いたしました。

具体的にこれから市として新たな、先ほどもいろいろ今までの事例挙げていただきましたけれども、これからの市の施策について具体的な方向性等見えているものがあればお伺いしたいなと思えます。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 先ほどの答弁でも、これまで観光関連産業をはじめとして中小企業対策として様々に支援をさせていただきました。

これから、特に観光関連産業におきましては、ウィズコロナ、アフターコロナということで、本日の新聞紙面でもどうみん割などを追い風に管内の観光地で客足が戻るといった記事もありました。これまでのような支援とは異なって、特に観光関連産業についてはどうみん割ですとか、あるいは先ほど申し上げた国全体での旅行支援もこれから始まるというような報道もありましたし、あるいは一方で北海道の認証店に対するプレミアムつき商品券、要は消費を喚起する取組において観光関

連産業を盛り上げていくという方向性が正しいのではないかと考えております。

私どもも今年度からスタートした観光振興計画においても、ウィズコロナ、アフターコロナ、そしてポストコロナに向けて、その段階に応じた対策を進めていこうと考えております。そういった中では、今後コロナ禍というところは落ち着きつつありまして、今後物価高騰等がありますけれども、国からの交付金は先ほど申し上げたとおり様々なメニューが示されておりまして、その中では限られた財源の中で市民にとって、あるいは市内事業者にとって最も効率的な使い方をしなければいけないと考えているところでございますので、観光関連産業についてはやはり消費を喚起すると、あるいは旅行需要を盛り上げていくというようなことを進めていくことが観光関連産業については大切なことではないかと考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） 国や道の支援もありつつ、市としては消費喚起が重要という今お話だったのかどうか確認、そこの1点だけお願いします。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 市として消費喚起ということよりは、観光関連産業については消費を喚起する、あるいは旅行需要を盛り上げることが必要で、そのためには私どもも観光振興計画に基づいて観光施策をやっていこうと。市としてどうするかというのは、先ほどの交付金の使い方ということで、様々なメニューがある中で市民、そして市内事業者にもっと適切な使い方が時間軸も含めてあるのではないかとということで、今現行で使えるどうみん割ですとか、これから使えることになるであろう国の旅行支援ですとか、あるいは認証店を支援するプレミアムつき商品券といった北海道や国の需要喚起策だとか、そういったことを使っていただいて、市としてはどうするのが適切かというのは広い視野で検討しなければいけないと考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） といいますと、具体的なメニューを今は検討段階なのか、そこを、すみません。検討されているのかどうかお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 本定例会の一般質問で多くの議員の方からも様々な角度で経済対策あるいは生活支援も含めて議論があったと思います。それらも含めて、市として観光関連産業あるいは中小企業対策について、今の段階でこれをするというものがあるわけではありません。幅広くこれから検討しなければいけないと考えているところでございます。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） 分かりました。

もちろん観光関連産業以外もすごく大変なところはたくさんあることも承知していますので、総合的に判断して、適切な対応をお願いしたいなというふうに思います。

小項目2、具体的にテントについてお伺いします。いわゆる今室長もおっしゃっていたように、最後あぐりん館に保管されているテントの老朽化については把握されて、利用者から修繕や改修の希望ありというところで御答弁終わっていましたが、そのありという言葉を受けて、市としてどうしたほうがいいのかというふうに考えがあればお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） そういった声があるということもありますし、実際三浦議員も私も一緒に作業をしながら、その老朽化の度合いを実感しているところでございます。

そこの、いわゆる更新をどうするかといったことの考え方なのですけれども、先ほど申し上げたとおり市だけではなくて、様々な団体が所有するものを市の様々な場所に分散保管をされていて、その中でも特にあぐりん館のものですとか、ある

いは風連庁舎ですとかといったものの老朽化が著しいところがございます。ただ、これらテントについては、各施設あるいは各所管の判断により予算要求をするということになっておりまして、例えばあぐりん館に保管されているテントについては、今年度修繕費用の予算措置をしているということで聞いておりまして、損壊著しいパーツの修繕あるいは更新を予定しているというように聞いております。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） 修繕について深く掘り下げていきたいと思うのですが、イベントのテント耐用年数なのですが、約10年とされているのです。その答弁から産業まつりのすぐ昔に買っていただいたということで、多分耐用年数は大きく超えているのではないかなと思うのですが、この耐用年数大きく超えているものを修繕で、一括に買うには財政的ないろいろ問題もあると思うのですが、どれくらいのサイクルで新しくその修繕の計画だとなるか、分かればお知らせください。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 市あるいはほかの団体等で保管されているテントについて、その供用開始の時期だとか調べたのですが、例えばあぐりん館にあるものと追えないという、不明というぐらい古いものでした。ですので、今三浦議員がおっしゃるような耐用年数ははるかに超えているのだと思います。

ただ、一方でその修繕に関する計画、大きな施設のように改善計画、修繕計画を立ててやっているものではないのは実情のようで、その時々に応じて、今回もあぐりん館のものが予算措置したものは数量全てを取り替えるようなものの予算は到底難しかったものですから、一部を更新あるいは修繕していくといったものになります。それぞれで判断することになりますので、計画的にということではないのですが、やはりあまりにも使えな

いようなものは替えていかなければならないということで、それぞれの所管で判断をして予算要求をしていくということになってございます。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） では、一回あぐりん館で保管されているテントにフォーカス当てていきたいのですが、あぐりん館で保管されているテントの所管部署はどちらになられるかお知らせください。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） あぐりん館のテントは、一応担当部署としてはあぐりん館が農務課だということで農務課にはなっているのですが、これは市の所有というものではなく、これはなよろ産業まつり実行委員会が一応所有することになっています。しかも、その中で実行委員会で購入したものと、市民から寄贈いただいたものも含まれているということで、様々なものがあります。ですので、そのものを今回、やはり老朽化が著しいということで、農務課のほうで予算措置をしたということになってございます。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） 分かりました。

実行委員会であったり、そういったところが所有しているということで。

今のお話聞いていると、管理体制がはっきりしていないということがそもそも何かこの老朽化につながっているのではないかなというふうに今感じているのですが、テントの管理についても……すみません。確認になるのですが、農務課の所管ということによろしいですか。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 御存じのとおり、先ほども例示をしましたが、農務課が所管をするイベントとしては産業まつりがありますが、あのテントを最も使っているのは恐らく観光に関するイベントだと思います。ただ、管理という点でいきますと、議員おっしゃるとおりあぐりん館

が農務課所管であるということで、あぐりん館に保管をしているから、今は管理といいたいでしょうか、担当というのでしょうか、農務課になっていることとなりますが、その管理ということになりますと、あぐりん館そのものが管理として十分な施設かということにもなってきますので、老朽化あるいは修繕等について、緊急を要するというので、今所管をしている農務課が予算措置をしたのですけれども、あぐりん館で保管しているテントにつきまして、形の上では今農務課が管理というか所管をしておりますが、管理というところかというと、明確なものはないというのが実情だと思います。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） 今室長からもおっしゃったように、そもそもあぐりん館で管理するのが適正かどうかという話もありますし、管理しているのがどこか分からないというか、はっきりしていないという御答弁だったと思います。

そういった中で、経過年数、何年たっているか分からないテントを貸し出しているわけです。一般のというか、民間の方。そこに来場者とかもいらっしゃるわけで、そういった経過年数が超過しているものを貸し出すということについて、どのように捉えているのか、再度お聞かせいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） そこに至っていきますと、答弁の一番最初に申し上げたところに行き着いてしまうのですけれども、基本的には各種イベントを実施する実行委員会や協議会はそのイベントを実施するところがそのテントについて本来用意すべきものであったり管理すべきものということになってしまうので、そうなりますと今所有が産業まつり実行委員会というふうになっておりますので、どこかということになれば、表向きの答えとしてはそのようになるかと思えます。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） すみません。最後のほ

う聞こえなかったもので、もう一度お願いします。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 管理がどこかというところを明確にするとなれば、それは所有するところということになるのだと思うのです。今あぐりん館のテントは、どこが所有するかといいますと、なよろ産業まつり実行委員会ということになっておりますので、実行委員会が管理、判断していくことになるということです。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） 産業まつりの実行委員会が管理ということで、今私がお聞きした、要はその耐用年数、経過年数、破損等されているものをお貸しすることに対してお伺いしたのですが、そこについて御答弁いただいていないかなというふうに思うのですが、お知らせください。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） あぐりん館の中のテントについては非常に古くからということで、私も平成8年ぐらいから農務課ということで、そのときからあぐりん館のテントでありました。過去ずっと、平成の最初から産業まつりで使っているということで、恐らく産業まつり実行委員会のほうで購入したということなのですが、その財源としてやはり市のほうからの負担金も含めて出て、その中で買ってあぐりん館で使用している。実際には、その財政上、ここの修繕や何かについては、この管理そのものは農務課なのですけれども、産業まつり実行委員会の事務局も農務課で持っておりますので、農務課で一時的に管理して、修繕等があれば財政的な支出もしているのので、過去財政課長の査定においては農務課から上がってきた修繕料でやっているということになります。

物品は、この所在ですとか管理の最初に関わる主体は農務課ということでここは整理ついたので、元については産業まつり実行委員会のものですので、これをお貸ししているときには当然使用料とか取っていないという状態になりますので、

こういう TENT ですけれども、使っていただければという形でそれぞれの実行委員会と、暗黙の了解も多少あるかと思えますけれども、そういう中で進めているということになるかと思えます。

お尋ねの TENT ですけれども、おっしゃるとおりかなり古い、重い、立てるのも大変ということで、もう30年以上前からの TENT ということがあります。ただ、その当時は実行委員会で買ったものですか市民の皆様のご善意で寄贈いただいたものもありますけれども、次第に時代にそぐわなくなっている部分もあるかと思えます。様々なイベントに必要なものですので、これは管理、それからこれからどうしていくかということについては、これは関連する部署のところもありますので、再度今度の予算査定に向けてどうするか、細かい話もありますけれども、詰めていきたいなと思えます。

そのほか大学にも TENT ありますし、それぞれの保育所ですか学校にも TENT があるので、包括的にどういう管理するかというのは難しい問題ですけれども、御指摘のとおり老朽化しているものについてはどこかの段階では替えていかなければならないと思っておりますので、その辺については予算査定の時でも少し話ししてみたいなと思っております。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） ありがとうございます。よろしくお願ひします。

それで、私もいろんなまちでイベント等参加させていただいて、結構きれいなのです、他の市町村のイベントに出していただくと。それで、ほかのまちに行ったから分かる部分ということでお伝えさせていただきました。副市長から大変力強いお言葉もいただいたので、よろしくお願ひしたいと思えます。

あと、小項目に戻っていいですか。大項目2の小項目1でお伺いしたのですけれども、観光というところで名寄市の駅前というのもやっぱり

一つの観光といいますか、来訪者、受入れの顔になってくる部分だと思うのですが、以前街なか運動会で分かっている部分かなと思うのですが、アーケードの老朽化であったり、インターロッキング、5丁目、6丁目の床、あれがぼこぼこになっていたり、雑草ですか、ああいったものが大変多く生えていて、観光客を受け入れる駅前の通りとしてはあまりふさわしくないのかなというふうに感じたのですが、その点についてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 駅前通、もちろんJRで来られた方はまずそこを見られるわけで、おっしゃるとおり、あそこは観光の重要な受入れの場所になるのかなというのは同じ思いをすることでございます。

そのアーケードの状況がよろしくないというような御意見もありましたけれども、これについては私ども様々な中小企業の支援の中で、あそここの対象とするものが要件と、条件にもよりますけれども、あるものもありますし、アーケードの全てにおいてできるわけではありません。通常の管理のもので随時補修しているところはございますけれども、全体の状況については個別に御相談、御対応できる範囲において対応できるものについては対応したいと思います。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 今アーケードの路面のインターロッキングブロックが波打っているという話になってくると、私どもの市道の歩道ということで管理施設にはなるのですけれども、あそこインターロッキングブロックという性質上、やっぱり経年変化で少し波打ってきたりということもございまして、数年前には一度一斉整備かけたという経緯もございしますが、これ以降もなかなか、少し波打っているぐらいで補修ということは難しいかと思っておりますけれども、あまり状況、やっぱり目玉、駅前通なものですから、状

況を見ながら、また補修等は重ねていきたいなと思っておりますけれども、今状況が悪いというお話いただいたのですけれども、現場のほうを確認させていただいて、また都市整備課のほうと調整しながら進めるという形になろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 三浦議員。

○5番（三浦勝秀議員） 現場のほう確認いただけるといことで、あれは本当に車椅子でも通るのが多分大変なぐらいの段差になっている部分、木の根っこが多分入ってきているというお話も伺って、そういったところも根本その木を管理しなければいけないのかなというところもあると思っておりますので、状況を確認いただくというお話いただきましたので、その状況に合った管理していただくことをお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（東 千春議員） 以上で三浦勝秀議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時00分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

名寄市のDX推進について外1件を、高野美枝子議員。

○12番（高野美枝子議員） 議長の指名がありましたので、令和4年第3回定例会に当たり、通告順に一般質問をいたします。

大項目1、名寄市のDX、デジタル・トランスフォーメーション推進について質問いたします。3年目に入ったコロナ禍の影響もあり、国ではデジタル庁を設置し、本格的なデジタル社会が名寄市にも求められています。市内には光回線が入り、小中学生には1人1台のタブレットが支給され、議会もIT化に向け動いているところでございます。今盛んに言われているDX、これは一体何で

すか。市民や職員のために、どのように便利で有益なことを想定しているのですかという声をお聞きしているところです。デジタル環境にない方の不安をお聞きすることもあります。そこで、DX推進について3点質問いたします。

小項目1、現状と課題について。国によるデジタル基盤改革支援補助金により、名寄市DX推進事業がスタートしました。名寄市における現状と課題についてお聞きいたします。

小項目2、マイナンバーカード等との連携について。マイナンバーカード、保険証や免許証との連携も進められています。申し込むと特典があるとのことですが、普及率とメリット、デメリットについてお聞きいたします。

小項目3、市民への周知について。パソコンやスマートフォンなどが得意な方もいらっしゃいますが、自分には全く関係がないと思われる方や、そのような環境にない方もいらっしゃいます。このような方への対応についてお聞きいたします。

大項目2、名寄市の教育課題について質問いたします。岸教育長におかれましては、今年7月に小野前教育長の後任として着任され、名寄市初の特別職として教育長に就かれ、私も非常に大きな期待を寄せている一人でございます。名寄市に住んでまだ2か月余りではございますが、非常に困難な環境の中で精力的に各種課題に取り組んでいただいております。そこで、名寄市の教育的課題4点について質問いたします。

小項目1、名寄市の教育環境について。智恵文義務教育学校や名寄中学校の改築など、老朽化した小中学校の改築が進められていくこととなりますが、現状の名寄市の教育環境について、どのように捉えておられるのかお聞きいたします。

小項目2、部活動改革について。教職員の働き方改革を踏まえた部活動は、現状の大きな課題の一つと考えられます。部活動改革の推進に向けて、今後どのように取り組んでいかれるのかお知らせください。

小項目3、コミュニティ・スクールについて。コミュニティ・スクールは、小野教育長から引き継ぐ課題とされています。今後どのようにコミュニティ・スクールの推進に取り組んでいかれるのかお知らせください。

小項目4、いじめ問題について。全国的に問題となっているいじめの問題について、改めて教育委員会の取組や考え方についてお知らせください。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 高野議員からは、大項目で2点にわたり御質問いただきました。大項目1は私から、大項目2は教育部長からの答弁となりますので、よろしく申し上げます。

初めに、大項目1、名寄市のDX推進について、小項目1、現状と課題について申し上げます。近年のデジタル社会の到来やコロナ禍の対応を踏まえて、国は昨年9月にデジタル庁を発足し、新たな日常の原動力として制度や組織の在り方などをデジタル技術やデータを活用して変革していくデジタル・トランスフォーメーションを強力に推進しています。

このことを踏まえて、本市では令和3年度にデジタル推進担当を設置し、推進体制を整備するとともに、デジタル化や情報通信技術といった専門的なアドバイスや支援をいただくため、昨年10月にデジタル外部人材を任用しました。本年度につきましては、DX施策を横断的かつ計画的、効果的に推進する組織として、庁内にDX推進組織委員会を設置したほか、国のデジタル基盤改革支援補助金を活用し、本市におけるDX事業推進のため様々な取組を進めることとしております。

具体的な取組としては、デジタル化を推進するための本市の基本計画として、名寄市DX推進計画を策定するほか、戸籍や国民健康保険、固定資産税などにおける情報システムの標準化、児童手当の受給申請や認定請求、要介護、要支援認定の申請などの行政手続のオンライン化などであり、

現在実施に向けた準備を行っております。

また、これらの事業実施に当たって、市役所内部の業務量を調査し、どの手続にどれくらいの時間を費やしているのか、重複している手続や事業はないかなど、デジタルの視点から洗い出し、業務改善を行えるよう進めていく予定です。

課題といたしましては、今後様々な施策や手続でデジタルの活用が進められると想定される中、デジタルが不慣れな方への対応や職員も含めたデジタル人材の育成や確保などが上げられます。今後ともデジタルを活用して利便性が向上するよう、市民目線に立った施策運営を行うとともに、市民全体がデジタル化を実感できる社会となるよう努めてまいります。

次に、小項目2、マイナンバーカード等との連携について申し上げます。現在のマイナンバーカードは、身分証明としての本人確認のほか、確定申告や特別定額給付金のようなプッシュ型の行政サービスなどで活用されておりますが、日常生活を送る上でそれほど利用する機会が少ないため、なかなか普及が進まない状況となっており、普及率につきましては8月末現在で国が48%、本市では44%の交付状況となっております。

しかしながら、昨年10月から保険証としての利用が可能になりましたし、近い将来にはデジタル基盤を構築することで窓口を訪れることなく、必要な手続をオンラインにより可能にするなど、マイナンバーカードは今後のデジタル社会の重要なツールになるものと考えております。先ほど申し上げた令和4年度末を目途に進めている行政手続のオンライン化についてもマイナンバーカードの利用は必須であることから、今後活用する機会が増加するものと想定しています。

現在国では、期間を12月末まで延長してマイナンバーカードの取得申請を行うと、最大2万円のポイントがもらえるマイナポイント第2弾を実施しており、デジタル環境の構築に向けた普及啓発を図っているところです。

本市としても、様々な場面でマイナンバーカードの活用を想定していることから、市民への丁寧な普及啓発に努めるとともに、国の動向を注視しながら市民の利便性が向上したと実感できるような取組を進めてまいります。

次に、小項目3、市民への周知について申し上げます。急速にデジタル化が推進される中、デジタル機器の活用が不得手で不安を抱えている方がいらっしゃることは認識しております。このことを踏まえ、特に高齢者への配慮については、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化の理念の下、前向きにデジタル機器を活用したいと考えている方への対応として、デジタル機器に触れる場の提供と啓発を実践していこうと考えています。

現状におきまして、デジタル活用における格差解消支援策の一環として、おおむね65歳以上の市民を対象に7月と9月に高齢者向けスマホ教室を開催し、定員10名のところ合計4回の開催に対し36名の市民の方々に御参加いただきました。まずは、使って慣れて触れてみるを基本に、スマートフォンの基本的な操作や検索の仕方、地図の見方など、少しでも関心を持っていただくような内容としたところです。参加者からは、スマートフォンに恐る恐る触れながらも、操作がうまくいったときに笑顔がこぼれるなど、楽しみながら取り組まれていたものと考えております。

この高齢者向けスマホ教室については、デジタル機器に触れるきっかけとして、今年度11月と3月にも継続して開催する予定です。今後もデジタル格差の解消に向けて高齢者向けスマホ教室など、デジタル機器利用のきっかけとなるような取組を進めるとともに、デジタル化に関心がない方へはデジタル活用の有効性などについて様々な機会を通じて啓発を行うなど、一人でも多くの方がデジタル化の恩恵を受けられるよう取組を進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 私からは、大項目2、名寄市の教育課題について、小項目1、名寄市の教育環境についてお答えいたします。

子供たちにとって、学校施設は一日の大半を過ごす学習と生活の場であり、教育効果を高めるための重要な施設であります。そのため、本市においてはこの間、築年数を基本に老朽化が進行している学校施設について、計画的に改築や改修を行ってまいりました。しかしながら、学校施設の改築には多額の事業費がかかること、学校施設以外の老朽化した公共施設への対応などから、令和3年度の市内小中学校の校舎等における耐震化率は76%であり、未耐震化の棟がある学校は智恵文小学校、名寄中学校、名寄東中学校の3校となっております。このうち智恵文小学校は義務教育学校への整備に伴い耐震化を行いますし、名寄中学校は今年度より基本設計を開始し、改築に向け進めているところです。また、名寄東中学校については、市内小中学校施設の耐震化率100%となるよう可能な限り早期に耐震化を進めてまいりたいと考えております。子供たちの学習と生活の場である学校は、耐震化をはじめとして十分な防災、防犯性など安心感のある環境を整えることが極めて重要でありますことから、教育委員会といたしましては学校施設の状況把握に努めながら、教育環境の充実に向け取組を進めてまいります。

次に、小項目2、部活動改革についてお答えいたします。現在国においては、少子化の中でも将来にわたり子供たちがスポーツや文化、芸術に継続して親しむことができる機会の確保と学校の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上を図ることを目的に、中学校部活動については休日の部活動の段階的な地域移行を目指した部活動改革の取組を推進しております。そのため、本市においては今年度より学校と地域の実情やニーズを踏まえたNAYOROスタイル部活動改革推進事業を開始し、現在は登録いただいた23名の部活動指導員の配置や3つの合同部活動で部活動学校間バス

の運行、さらに9月末からは8つの部活動でICTを活用して外部の専門コーチからオンラインで指導を受ける取組を進めるところです。部活動改革については、これまでの歴史や部活動に携わる方々の思いや考え方も多様であることから、様々な課題が山積しております。一朝一夕には本市に適した部活動は確立することとはなりません、学校、保護者、地域、スポーツ団体などと協議を重ねながら、本市の実態を踏まえた事業の推進に努めてまいります。

次に、小項目3、コミュニティ・スクールについてお答えいたします。本市では、平成29年に智恵文小学校と智恵文中学校をコミュニティ・スクールとしたことを皮切りに、令和元年6月に全ての学校をコミュニティ・スクールといたしました。また、令和2年6月には全てのコミュニティ・スクールに地域学校協働活動を推進していく地域学校協働本部を位置づけるとともに、地域学校協働本部には地域の窓口となって地域学校協働活動を効果的、効率的に展開する役割を担う地域コーディネーターを任命しています。残念ながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校運営協議会の開催や地域学校協働活動の取組ができない状況となっておりますが、今年度は各学校で運営協議会が開催され、年間の活動計画や地域学校協働活動による学校の支援について協議がされております。今後は、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むコミュニティ・スクールと学校と地域が相互にパートナーとして行う地域学校協働活動の一体的な推進が必要です。そのためには、学校と地域をつなぐ役割を担う地域コーディネーターの研修会や相互の情報交換などを実施し、地域の状況を学校運営へ積極的に情報提供を行うとともに、学校運営協議会での目標や方針を共有した上で地域学校協働活動の推進を図れるような体制づくりを進めていく必要があると考えております。教育委員会といたしましては、地域とともにある学校づくりと学校を核とした地域づ

くりの取組がさらに充実するような、必要な支援に努めてまいります。

小項目4、いじめ問題についてお答えいたします。いじめは、決して許されるものではないことから、いじめ根絶に向け、教育委員会においては平成26年度に名寄市いじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消、その他いじめの防止等のための対策を推進しております。継続的な取組として、各学校においてはいじめに関するアンケート調査を年2回実施し、どんなささいなことでも見逃さず、解決に向けて保護者と連携を図りながら対応してきております。また、名寄市内の全小中高等学校の児童会、生徒会の代表者が集い、各学校のいじめに対する取組について意見交換を行う名寄市小中高いじめ防止サミットを開催し、名寄市全体でいじめを根絶するという意識の醸成を図っております。今年度も7月21日に開催し、各学校でのいじめ根絶に向けた活動やネットいじめの防止策について具体的事例を取り上げ、協議いたしました。教育委員会といたしましては、今後ともこうした取組を各学校と連携して継続していくとともに、特にサミットの取組が各学校に着実に浸透し、児童会、生徒会を中心とした児童生徒による主体的な活動によって、いじめを絶対許さない学校づくりが一層推進されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 答弁いただきましたので、再質問をしたいと思います。

名寄市のデジタル・トランスフォーメーション推進について現状と課題ということで、様々な時代の流れというか、コンピューター時代、IT時代、いろいろな面で免れない状況なのかなというふうに思っております。7月に推進委員会を設置して取組を進めてきておられるということなのですが、どのようなメンバーで、今税務、介護保険、

障がい者福祉、進んでは国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療など、そこら辺のこともあっての進み方だというふうにお聞きしたのですけれども、具体的にどのような取組を目指しておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 今DX推進組織委員会についての御質問をいただきました。

デジタル社会の到来とともに、市役所の庁内ですとかの業務改善ですとか地域課題もございます。今後取り組むべきDXの課題は、さらに多くなっていくというところがございます。このことを踏まえまして、7月にDX施策を組織横断的な連携により推進するために、市長を委員長に副市長、教育長、そして9部長職で構成する名寄市DX推進組織委員会を設置したというものでございます。

どんなことをやっていくかというところがございますけれども、要綱の所掌事務としてはDX推進事業の取組に対する進行管理及び関係各部の連携、DX推進事業の総合的な調査及び対策の企画立案、その他ということでありまして、計画的、効果的にデジタル施策の企画運用を図りまして、スピーディーにその施策を実践できるような判断を行うと、そういう機関として位置づけているところがございます。

また、この委員会の下部組織として係長職以下の一般職員で構成するワーキンググループを複数設置しているところがございます。これらのグループにつきましては、企画立案ですとか様々な施策を検討していくというところがございますが、具体的には情報システムの標準化ですとか行政手続のオンライン化、あと基本計画策定といった庁内のDXと。あと、子育てですとかその他都市計画ですとか、地域課題における地域DXの部分について議論を進めていくという形で構成しているというところがございます。職員にとっては結構重たい業務になろうかと思っておりますけれども、今後DX推進は必須でございますから、組織横断的に

柔軟な発想で施策に反映できるように私ども事務局も含めて努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 庁内横断的に全員がDXに向かって進んでいるということに、非常に課題も大きいことではしょうけれども、市内地域課題、また職場のいろいろな様々な取組の中でDXが生かされていくのかなというふうに取り取りました。

格差解消のために高齢者向けのスマホ教室を実施されまして、36名の参加者がおられたのですが、募集についてはなかなか知らなかったという方もいたのですけれども、どのような内容で実施し、実施効果についてはどのように分析されて、また開催されるということなのでも、何か特徴的なことがございましたら、本当に楽しくて笑い声があふれるような講習会だったということはお聞きしているのですけれども、課題もあったのかなというふうに思うのですけれども、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、デジタル格差解消のために7月と9月に高齢者向けスマホ教室を開催しまして、合わせて36名の方に御参加いただいたところがございます。先ほど申し上げましたけれども、おおむね65歳以上の方を対象としまして、デジタル機器に少しでも触れて慣れていただくこと、そういうことを目的として開催させていただきました。

募集の方法ですとか、その部分ですけれども、参加者募集に当たりましては一応各回定員10名という形で募集させていただきました。名寄市の広報ですとか新聞広告、名寄市のホームページ、ラインなどの媒体を活用したほか、市長の定例記者会見ですとか、あと町内会連合会の懇談会ですとか、そういう様々な場面で周知させていただ

たところでございます。

参加された方のお話を聞くと、名寄市の広報を見て申し込まれた方が半数以上もあったということから、今後も周知については紙媒体も含めて様々な手法でも周知しようと思っておりますが、名寄市広報がかなり効果があるなど実感しているところでございます。

あと、スマホ教室の内容でございますけれども、スマートフォンの文字入力ですとかカメラですとか地図ですとか、主に基本的な操作方法ですとか、あと検索の方法などを学べる内容としまして、まずは使って触れて楽しむということを基本に実施したということでございます。

教室につきましては、これから11月と3月にも開催予定としております。現段階では、なかなか総体的に効果ですとか分析しているところではございませんけれども、一応やっている状況を見ますと、参加された方は熱心に受講されて、スマートフォンを使いたいと、使えるようになりたいといった、前向きに学ぶ意欲を持った方が多くおられまして、私どもとしては大変好評を得たのではないかと考えているところでございまして、今後も取りあえず今年度あと2回やるということでございますが、引き続き普及啓発を含めまして取組を進めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 大変好評だったということで、でもやはり1時間とか2時間ではなかなか理解できないというふうに、私もなかなか大変苦労しております……思いますので、その方たちがまた次の段階に行くとか、そこにも行き着けない、行きたいけれども、行けないという方の声も多くお聞きしたものですから、誰でも行けるのだよという、今部長がおっしゃったようなことを広報とか何かに載せていただいて、大丈夫だよということで、またお声がけしていただきたいというふうに思います。

今マイナンバーカードのことも説明していただきまして、お得感が今あるので、申し込みたいけれども、当初から言われていることなのですけれども、やっぱり情報がマイナンバーカード1枚で集約されるということですね。それで、やはり紛失などしたり、高齢化するとどこに何を置いたか分からなくなるとかということで、セキュリティーとか保管のことで非常に不安を感じている方が多いのですけれども、そのような不安にはどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） マイナンバーカードに関するセキュリティーの関係で御質問いただきました。

カードにはICチップが入っておりますので、そこに電子証明のほか、氏名、住所、生年月日、性別の4種類の情報と、それからカードには顔写真がついておりますので、顔写真と、それから個人の番号、カードに記載されている情報がそのカードの中に入っております。それ以外の所得ですとか資産などの情報については入っておりませんので、大丈夫かなというように考えております。

また、カード作成するときに暗証番号設定をいたしますけれども、それも例えばどなたか違う方が拾って暗証番号を入力すると、一定程度の回数間違えるとロックがかかってしまうということと、無理にICチップからデータを引き出そうとすると、チップが壊れるというような仕組みになっておりますので、カードには厳格なセキュリティーがかかっておりまして、安全性としてはデメリットはないというふうに考えておりますけれども、既に交付された方、それから今後申請される予定の方に対しては、そういったメリット、安全性については周知しながら、交付率の向上につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） やはりパソコンだとかスマートフォンだとか、いろいろな関係でセキュリティ、強めれば強めるほどもっと上のいろんなことがあるということで、なかなかそのところが心配な方がやはり多いです、私も心配かなというふうに思っていますけれども、具体的な重点取組事項として国のほうでもセキュリティ対策の徹底ということを上げていますので、安心していいのかなというふうに思いますし、そこは個人個人の判断によるところなのかなというふうにも感じてお聞きしていました。

それで、市民への周知ということなのですが、新型コロナウイルスの接種の予約のときに大変混乱いたしまして、私の仲間でもスマートフォンに替えたり、ラインアプリの活用について取り組んでいきまして、一定程度分かったかなという感じで受け取られている方もいらっしゃいますけれども、そのような高齢者もいらっしゃいますけれども、なかなかそういうことができない、分からない、そのままになっている方も多く、先ほど43%のマイナンバーカード普及率ということなのですが、先ほどから言われている、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化について、誰一人取り残さないというのが普通なのだと思うのですが、誰一人取り残さないというところが何か思いがあるのかなというふうに感じているのですが、そこら辺お話しいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） さきの答弁で申し上げましたけれども、積極的というか、前向きにデジタル機器を活用したいと考えられている方々につきましては、先ほどのスマホ教室もその一環でございますけれども、きっかけづくりですとか、あとそういうデジタルに慣れる場の提供ですとか啓発活動に随時取り組んでいきたいと思っています。

また、デジタル化に関心がないだとか、不慣れ

で遠慮したいという方もいらっしゃると思いますけれども、あとはそういう環境にない方。折に触れデジタル活用の重要性ですとか利便性について啓発していきたいと思ったり、一人でも多くの方がデジタル化で環境が変わった、生活しやすくなったとか、そういう実感できるような取組を進めていきたいと思ったり。

なお、デジタル化については、デジタル社会一気に進んでおりますけれども、やはり様々啓発したり、いろいろうちも活動していく、取組を進めていくということなのですが、どうしてもやっぱりデジタル化に対して難しいと考えている方はいらっしゃると思います。例えば、先ほどワクチン接種の予約のときの話もされていましたが、ワクチン接種のとき、あのときは市役所に電話いただいて、市のほうで職員が代行してやったということもありましたし、聞いた話だと町内会の皆さんがそういうお年寄りの方を支援して、代わりに予約したという話も聞いていますし、そういった地域と連携して、我々も含めて支えていくような取組もしていきたいと思ったり、仮に窓口業務ですけれども、例えばオンライン化が進んだとか、そういう場合になったからといって、今現状やっている窓口の手続をやめるだとか、そういうことは考えておりませんので、基本的には今の状況は継続しつつ、デジタル化については啓発を進めながら過ごしやすい、そういう環境をつくっていきたくて考えておりますので、御理解をお願いします。

以上です。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 私も取り残されたくない、ぜひ誰一人取り残されないということで進めてほしいと思ったり、やはり先ほど町内会とかとおっしゃっていましたが、周りの人たちがいろいろ聞き合ったり教え合ったりできるような、そのような雰囲気になっていければいいのかなというふうに思います。

あと、名寄市からのお知らせとかコロナ感染情報などの情報ですね、たくさんの方にラインアプリでお知らせいただいていますけれども、スマートフォンだとか持たない、アプリ受信の環境におられない方には……持っている方にはリアルタイムに情報が届きますけれども、そのような環境にない方との差があるのではないかと心配しているところなのですけれども、そのような方への対応ということについてはどのように考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 情報のそれぞれ発信ツールによって、届き方が違うというような御指摘だと思います。

ちょっと脱線してしまうかもしれませんが、おかげさまで公式ラインも1万3,000を超える、友達としてつながっていただいている方が1万3,000まで来たと。単純計算すると、人口のほぼ2分の1近くが一気に情報発信できる。これは、まさに市民と共同でつくり上げた名寄市の誇る情報発信ツールに育ったなというふうに感謝しているところです。

実は、このラインでプッシュで通知している内容については、地デジ広報というのをうちは導入しておりますけれども、同じような内容のものがラインで発信したと同時にテレビの地デジ広報でも同じ内容が見れる環境を提供しておりますので、ぜひそちらのほうを活用いただければと思いますし、その導入したときには、全世帯に全戸配布で御案内させていただいていますし、今月も、不定期なのですけれども、広報の中で地デジ広報の活用をということで御案内もさせていただいているところでもあります。私も出前講座とかで各町内会に出向いたりする機会があったとき、いろいろ意見交換させてもらうのですけれども、中には本当に地デジ広報助かっているよということで感謝のお言葉をいただいたりとか、そういう機会も増えてきておりますので、ぜひとも議員のお力もお借

りしながら、ぜひ広めていただいて、我々もそういった言葉を励みにしっかりと満遍なく情報発信には努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 半分の方、1万3,000、本当に素晴らしいと思いますけれども、1万3,000は残っているということでございますので、引き続き頑張っていただきたいというふうに思います。

あと、HTBですか、地デジ広報、私も見てみたのですけれども、あれラインに発信されたときだけなのでしょうか、それともずっと掲載されているのでしょうか。私理解できなくて、見れないのですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今月の広報でも御案内していますので、ぜひお試しいただければと思いますが、8チャンネルでのデータ放送を選んでいただければ、市町村の広報というのが出てきて、そこで名寄市というのを選べるようになっていきますので、そこで選んでいただければ名寄市のお知らせということで見ることが出来ますので、ぜひ8チャンネルから入っていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 広報をくまなく見ているつもりだったのですけれども、見落としておりました。帰って早速視聴させていただきたいというふうに思います。

今お答えいただいたのですけれども、イベントや講演会や災害情報など、公費、お金を使って市が行う事業については、やっぱり広く全市民に周知を行う必要があるというふうに考えるのですけれども、ラインやフェイスブックをはじめとして、SNSを使って今もやっていただいておりますけれども、事前もしくはリアルタイムで発信を行っ

ていくという考えについて、このDXについて変わっていくのかなというふうにも期待しているところなのですけれども、その辺についてお知らせください。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 基本的に、元に戻ってしまう議論になってしまうのですが、このDXって何なのかということ考えたときに、どうもデジタル化することが目的みたいな捉え方がされているのですけれども、決してそこが目的ではなくて、市民の皆さん方とか我々の生活が便利になれば一番いいというところが一番の目的で、その便利になる便利さがいいねと共感していただける方は使っていただくというツールを増やしていくということなのだと思います。その観点からすると、今おっしゃっていただいたようにDXを活用すればプッシュ型の情報発信もできるといったところでいうと、産業まつりだったり、例えば風連の街なかマルシェだったり、そういったような大きなイベントについては、しっかりとラインのほうでプッシュで通知させていただいている。そうではない部分については、広報でしっかりとそこは宣伝をさせていただいておりますので、それぞれのSNSをうまく活用しながら、ツールの特徴をうまく利用して、最大限我々も努力していきたいというふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 今行事もコロナの中でございますけれども、防止策を完全にしているところ、いろいろな進められているところで、そういう情報があればまた行ってみたいというふうにも思いますし、いろんな方に情報が届くような取組を引き続きしていただきたいというふうに思います。

自治体DXの先進事例として、北海道では北見市の窓口ワンストップ、あと那須塩原市とか石川市の電子申請システム、そして香川県高松市では、名寄市でも屋上にカメラ、市立総合病院とか上げて見えていますけれども、川に、台風のシーズ

ンで川の水が増水されたときに監視するようなシステムとか、あと長野県の伊那市なのですけれども、2021年に誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指して、伊那市DXしあわせのまち宣言というのを行いまして、買い物困難者のための支え合い買い物サービス、ゆうあいマーケットというのが、利用者がケーブルテレビのリモコンを操作して食料品や日常雑貨などを午前11時までに注文すれば、集落支援員やボランティアがその日のうちに自宅に配達すると。物流ドローンを活用することで、中山間地においても当日配送が可能になったとか、モバイルクリニック事業といたしまして、移動が困難な高齢者などのためにオンライン診療専用車両が患者の自宅付近まで出向いて、同乗した看護師がサポートしながら、クリニックの医師とオンライン診察を行う、そういうモデル地区として全国への横展開が期待されているということで、総務省の冊子で見つけたところなのですけれども、市長におかれましては、DXを進めることを公約に上げておられますけれども、具体的にどのような事業を想定されておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 具体的にというか、これから様々な事業が展開されていくと思いますので、今ここで明言は避けさせていただきますけれども、石橋部長からお話あったとおり、DXはまさに市民の皆さんの豊かさと利便性を向上させるために社会を変革する、そのためのツールであるということであり

ます。東京だとか人口の集中しているところと比べると、やっぱり一定の物理的なハンデはあるのかもしれない。しかし、DXによって、そうしたハンデをなくす、さらには地域の魅力に変えていく、そんなことも可能ではないかというふうに思います。まずは、庁内の様々な手続をしっかりとDX化によって市民の皆さんにさらに利便性を感じていただけるような今改革をしていくということに

なりますし、地域の中で今議員がおっしゃられたいろいろな課題があって、名寄市の中でもいろんな課題を今抽出している段階でありますので、全て一遍にいろんなことが全部ということにはなかなかならないかもしれませんが、今出てきている地域通貨の話だとかもそうだし、公共交通だとか除排雪の問題、こうしたこと、あと医療と介護の連携、こうした事業は一定程度進んでいるものもありますので、そうした地域の課題もこのDXによってさらに改善、解決できるように、組織の中でも今庁内組織を立ち上げて具体的な議論に入っているというところがございます。そのためには、やはりマイナンバーカードというのが我々の役所の仕事をDX化する中で必須であるというふうに思いますので、改めて市民の皆さんにこのマイナンバーカードの取得に関して御理解と御協力をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 私たち市民福祉常任委員会では、研究テーマを健康寿命の延伸、フレイルの予防等を掲げて様々取り組んでいます。今回も視察させていただいたところでは、運動することによってポイントを付与し、それを地域通貨として契約しているお店で使えと。市民皆スポーツと地域経済の活性化というふうな取組をしているところに、よい方向に進んでいるということで学んできたところです。いずれにいたしましても、2025年には、いわゆるガラケーがなくなり、スマートフォンに移行するとのこともお聞きしています。DX、デジタル・トランスフォーメーションと言われますと、なかなか難しいものがあるというふうに思いますけれども、今市長がおっしゃった豊かさ、利便性を求めていくのだということで理解いたしました。誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を進めて、鋭意努力していただきたいというふうに思っております。

次に、大項目2、名寄市の教育課題について再

質問させていただきます。様々小野教育長から引き継いでいるところがございますけれども、岸教育長におかれましては、これまで北海道教育委員会において要職を歴任され、また多くの自治体の教育行政について様々関わられてきたことと思いますが、着任されて、名寄市の教育環境についてどのように捉えられていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） ただいまの御質問は、名寄市の教育環境に対する私の所感というようなことでよろしいでしょうか。

私、着任直後、学校施設につきましては小中学校を訪問させていただいたところがございます。各学校、全ての校舎が外観に特色があり、さらに他市町村に比べると廊下が非常に広くて、普通教室ですとか理科室、特別教室、図書室、体育館など、いずれも建築された当時のデザイン、先端のデザインとか設備が取り込まれているなどということで、その時々学校関係者の方はもとより、市民の皆様の御意見をきちんと踏まえながら協議のプロセスを大切にされて、学校が地域のシンボルになるように、そして皆さんの思いが形になるように、そういうようなことで校舎が造られてきて努力されてきたのではないかなという印象を持ちました。

また、近年の課題でございますけれども、子供と教職員のICT環境の整備ですとか、それからコロナウイルスですとか熱中症対策で網戸の問題ですとか扇風機の問題など、そうした課題が起きるといろいろ対処が必要なのですが、そうしたものに非常に迅速に適宜対応されているなどという印象も持ったところでございます。

社会教育施設関係につきましては、まだ詳細見ておりませんので、外からの印象でございますが、確かに古いもの、新しいものがございますが、これにつきましても学校と同様に、やはり市全体で協議を重ねながら、一つ一つきちんと名寄市として

の特色を出そうということで計画的に造られてきたのではないかなというような感想を持ってございます。

私といたしましては、ほかの市町村と比べるとというふうなことになりましたときに、決して引けを取らない。私自身は、非常にこの教育環境については自信を持って、これをベースにしながら仕事をしていかなければならないというふうに思っております。本当に名寄市はその都度の教育課題を受け止めながら教育環境の改善に努めてきているなというふうに感じていますし、まだ私も子供たちの様子というのは、学校訪問したときの様子ですとか、それから名寄小学校を私は背中に行っているものですから、子供たちの遊びの様子ですとか少年団の活動の様子、それからふだん土日、まちを歩く中で子供たちに接していますけれども、子供たちが非常に温かく伸び伸びとしていると、そういうような印象も持っております。

本当に限られた予算の中で市議会議員の皆様や、それから市職員の皆様をはじめとする教育関係のことにつきまして、本当に何か熱心に取り組まれてきた形が今ここに表れているのかなという、教育都市宣言をされているという、まちにふさわしい歴史を刻みながら環境を整えてきているような印象を持ちましたので、私自身はこれまでのそういう皆様方の思いですとか歴史をきちんと踏まえながら、社会の変化、時局というものがございませうから、それから要請もございませうので、そうしたものに遅れを取ることなく、本市の教育課題にしっかりと取り組んでいきたいと、そういうふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） 何かお褒めの言葉をいただいたようで、教育都市宣言を掲げているのですけれども、やはりここに住んでいますとなかなか自分のところが見えないし、よそへ行って初めて、ああ、そういうことなのだとかというふ

うに思うことも多いわけなのですけれども、教育長が着任されて、やはり新鮮な目でこの名寄市を厳しく評価をし、進めていていただきたいというふうに考えております。

次、部活動の地域移行についてはどのように考えているか、岸教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） 部活動の地域移行に対する私の考えということでございますが、部活動の地域移行につきましては、先ほど教育部長から答弁がありましたように、この趣旨というのは少子化の中で学校の部活動を支え切れなくなってきている状況を踏まえまして、スポーツや文化、芸術に継続して親しむことができる機会の確保とともに、それからそのことによって学校における働き方改革を推進して、学校教育の質の向上にもつなげていこうと。そういう意図があるというふうに認識しているところでございます。

子供たちは様々なスポーツや文化、芸術に触れたいと思っても、生徒数が少なくなりますと、どうしても先生の数も減りますし、そうした中で部活動の数や種類というのは制限されることになります。それから、学校の部活動で触れることができないスポーツや文化、芸術に今度は地域の中で取り組みたいというふうに考えても、地域に指導者がいなかったり活動できる場所がないということになれば、またそこで子供たちの活動は制限されることになるわけでございます。

こうした状況というのは、本当に地域によって事情が異なって、その課題というのも様々であるというふうに考えておまして、私としては今回の部活動改革の地域移行ということは、それぞれの地域で子供たちが……子供たちはもとより、ずっと大人の方々も生涯にわたってなのですが、地域の方々もスポーツや文化、芸術に親しんで、そしてそれを次世代に継承していくという、そういう整備をしていくことが問われているのではない

かというふうに思っておりますので、この中学校部活動の地域移行を考えるということは、そうした地域のスポーツや文化、芸術の環境を考えていくという契機になっているのではないかなというふうに思っているところでございます。

したがいまして、教育部長のほうでも答弁させていただきましたが、私といたしましては今回のこのNAYOROスタイル部活動改革推進事業、これを通しながら学校、保護者、地域、スポーツ団体などと協議を重ね、また市長、そして議員の皆様、庁内関係部局の皆様の御意見も伺いながら、本市の実態を踏まえた名寄市に適した部活動の体制づくりということを整備できるように取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） あと、教育長が着任のときの言葉に、子供からお年寄りまで、市民が生涯にわたって学び続け、豊かな人生を送れるような環境づくりをしていきたいというふうなお言葉でございましたが、人生100年時代、生涯学習が非常に重要になってくると考えますが、環境づくりへの具体的な考え方についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） 本市における教育環境づくりに対します私の考え方でございますが、前小野教育長からは全ての市民一人一人の学びたい気持ちに寄り添い、生涯にわたり学び続けることができる環境整備に不断の努力を行っていくようにと、そういう引継ぎを受けているところでございます。

また、名寄市は、繰り返しになりますが、教育都市宣言の理念の中に幼児教育から大学教育までの連携の下、学校、家庭、地域が手をつなぎ合い、豊かな心と知性を育み、生涯にわたって生き生きと学ぶというものがございます。これは、まさに将来を見通しながら策定されているものでござい

ます。そして、さらに名寄市総合計画の基本目標の中でも生きる力と豊かな文化を育むまちづくりということが示されておりまして、私といたしましては小野教育長からの引継ぎ、さらにはこの教育都市宣言の理念ですとか、総合計画の目標、それをしっかりと胸に刻んで取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

私が所管するところは、学校教育と、それから生涯学習という社会教育ですので、その部署におきまして既に総合計画がございますから、それに基づいて、その取組を着実に進めていく。そうした中で、生涯にわたって学び続ける豊かな環境づくりということに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 高野議員。

○12番（高野美枝子議員） DX、デジタル・トランスフォーメーションの進展、そして今教育長から熱い思いもお聞きしまして、これで質問を終わらせたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

○議長（東 千春議員） 以上で高野美枝子議員の質問を終わります。

コロナ禍における原油価格、物価高騰に対する支援について外2件を、川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、大項目3点にわたって質問をさせていただきます。

まず最初に、大項目1、コロナ禍における原油価格、物価高騰に対する支援について伺います。生活必需品の値上げが加速しています。帝国データバンクの調査によると、食品の値上げは8月に2,431品目、9月以降の値上げが、予定は8,043品目に達するといえます。こうした状況下、道内でも住民の生活支援に取り組む自治体が増えています。名寄市の考えを伺います。

小項目1つ目、暮らしの支援について伺います。日用品から食料品とあらゆるものが値上がりし、暮らしは大変な状況です。札幌市などの水道料基

本料免除、士別市では燃料券として1世帯1万円を全世帯に配付するなど、生活支援が広がっています。本市の考えを伺います。

小項目2、事業者への支援について伺います。原油、資材の高騰の影響は幅広い業種に及んでいます。事業者への支援についてのお考えをお聞かせください。

小項目3、農業者への支援について伺います。来年の営農計画にも大きく響いてくると不安を募らせている農業者への支援についてどのようにお考えかお聞かせください。

続いて、大項目2点目、コロナ禍における子供たちへの支援について伺います。コロナ禍の下で子供たちへのマイナス影響が様々な調査で指摘されています。以前にも御紹介いたしました国立成育医療研究センターの直近の調査、2021年12月では、6人に1人の子供に中等以上の鬱症状があり、外から見えずらい子供の内面に寄り添うことの大切さが指摘されています。

そこで、小項目1つ目、子供を取り巻く困難さをどう取り除くことができるかについて伺います。伸び伸びと遊べない、友達と会えないことに、より大きなストレスを抱えています。子供たちの困り事の第1位は友達と会えないこと、第2位が思いっきり外で遊べないことであり、感染症への不安や勉強が遅れてしまうことより大きいといえます。生活リズムが乱れ、不安定な心の状態に陥ったり、父母とのトラブルや深刻な子供の貧困、そして増加傾向の虐待、子供の自殺、不登校が急増しているといえます。こうした子供たちを取り巻く困難さをどう取り除くことができるか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

小項目2点目、子供が主人公の居場所づくりについて伺います。学校には保健室や給食があり、子供の福祉を守る場であり、特に虐待的、放任的な環境にいる子供にとっては重要な保護機能を持つ安全地帯と言えます。校庭や体育館や図書館があり、子供の遊び仲間やスポーツ、文化活動を通

じて子供の発達と文化の権利を保障する場所でもあります。学校は、その基本機能として子供にとっての居場所であり、大事なセーフティーネットの役割を担っていると思います。コロナ禍の中で、ウィズコロナの下で学校の役割は何か、子供を育てる課題は何か、その根本が問われているのではないのでしょうか。学校が子供の居場所になり、子供が主人公として活躍する場になるために、ゆっくりしていてもいいのだよ、失敗してもいいのだよ、自分たちが決めて取り組んでいいのだよということが当たり前の雰囲気として、教室に、地域社会にあふれるようにしていきたいものと考えます。お考えをお聞かせください。

大項目3点目、市長の旧統一教会との関連について伺います。小項目1、関連の有無について伺います。旧統一教会と政治家との関連が大きな問題になっています。加藤市長の旧統一教会との関連のありかなしかを示すべきと考えます。関連の有無について伺います。

以上、この場からの質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 川村議員から大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1の小項目1については健康福祉部長から、小項目2については産業振興室長から、小項目3については経済部長から、大項目2については教育部長から、大項目3については私から答弁をさせていただきます。

初めに、大項目3、市長の旧統一教会との関連について、関連はございません。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 私からは、大項目1、コロナ禍における原油価格、物価高騰に対する支援について、小項目1、暮らしの支援について申し上げます。

本市が毎月実施しております令和4年9月分の小売価格状況では、調査品目52品目中、本年4

月対比で31品目、8月対比でも23品目の平均価格の上昇が確認されております。

本市といたしましても、市民生活を守る観点から喫緊の課題であると考えており、山崎議員、高橋議員の御質問にもお答えさせていただいたとおり、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分に係る地方創生臨時交付金の使途について協議しているところでございます。

委員からは、道内自治体の支援策として燃料券の1世帯1万円を全世帯へ配付など、具体的事例を用いて御質問いただきましたが、名寄市といたしましてはどのような対策がより効果的かつ多くの市民に行き届くか議論を加速し、政策判断をしておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 田畑産業振興室長。

○産業振興室長（田畑次郎君） 私から、小項目の2、事業者への支援についてお答えいたします。

昨年末頃からの原油価格、物価高騰は、コロナ禍からの世界的な需要回復が契機であり、その後のウクライナ情勢や記録的な円安などにより出口が見通せない状況となっております。

このような状況を受け、国においては令和4年4月26日にコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を策定し、その一環として原油価格高騰対策を実施しているほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金にコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が配分されました。また、これを受け道においては、コロナ禍における価格高騰等緊急経済対策を取りまとめたところです。

国の原油価格高騰対策としての石油元売り各社への補助金の効果は、ガソリンの市中価格が高値で推移しているため見えにくいものの、補助金があれば200円を超えている状況にあり、その効果は大きいと考えております。

道における緊急経済対策では、道議会第2回定例会において、売上げ20%減少と原材料等のコ

スト増を要件に中小企業に10万円、個人事業主に5万円給付する事業などの対策を決定し、実施しているほか、先週開会した第3回定例会において、燃料価格高騰を受け、運送事業者を支援する経済対策などの補正予算を提出したところです。

市の対策に関して、地方創生臨時交付金における原油価格・物価高騰対応分については、国が示す活用可能な事業として大きく生活者支援と事業者支援に分かれ、生活者支援では生活困窮者や低所得者に対する給付金の支給や学校給食等の負担軽減など子育て世帯に対する支援など13項目、事業者支援では事業者に対する燃料費高騰の負担軽減や地域の物流の維持に向けた経営支援、宿泊事業者、旅行業者、観光関連産業に対する経営支援など13項目と多岐にわたっています。また、今般新たに電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設され、その中においても推奨支援メニューとして生活者支援、事業者支援、それぞれに幅広く大きく4項目ずつ掲げ、さらに細かく例示されております。

限られた財源の中で市民や市内事業者のために最も効果的な対策を実施するためには、これから冬を迎える時間軸も見極めながら慎重に検討しなければならぬと考えており、国や道の施策を注視しながら経済団体や金融機関と緊密に連携してまいります。

以上で私の答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 私からは、小項目3、農業者への支援についてお答えいたします。

コロナ禍に加え、不安定な世界情勢や円安の影響により、輸入資材の高騰や原油、肥料、飼料などの生産資材価格は高騰を続け、特に肥料につきましては原料となる尿素やリン酸などが高騰し、秋に利用する肥料の大幅な値上げとなり、農業経営に影響を与えているところです。

また、価格高騰につきましては、来年に使用する肥料にも影響しておりまして、各農家は資材高

騰を考え、来年の営農計画を立てるものと思われる。

国におきましては、こうした来年用の肥料を含め、化学肥料の使用を減らすための取組と併せまして、肥料高騰に係る上昇分に対する支援の実施が予定されております。

道におきましても、化学肥料購入支援給付金事業により購入する肥料1トン当たり3,125円の助成に取り組まれることから、肥料高騰対策においては一定の支援が行われることとなっております。

一方で、燃料や暮らしに関わる物価上昇は、市民全体に大きな影響を及ぼすところでもあることから、総体的に支援について考えていく必要があります。

農業者への支援につきましては、国による肥料高騰対策において支援の基準となる価格上昇率が今後示され、具体的な支援の規模が明らかになるとともに、農産物の出荷、販売後の経営状況などを踏まえ検討してまいりたいと思っております。

また、農業振興センターにおきましては、農業者に対し土壤中の肥料分を測定し、検討資料として比較的安価な資材による施肥例を提案するなど、相談、指導に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 私からは、大項目2、コロナ禍における子供たちへの支援について、小項目1、子供を取り巻く困難さをどう取り除くことができるかについてお答えいたします。

長期化するコロナ禍の影響により、児童生徒は教育環境や友人関係の変化、感染拡大に伴う家庭環境の変化などから、様々な不安やストレスを抱えているものと考えられ、全ての児童生徒が何らかの不安や悩みを抱えていることを前提に、一人一人に応じた心のケアに努めることは極めて重要であると考えております。そのため、学校には児

童生徒一人一人の心身の状況を的確に把握し、組織的に適切な対応をするようお願いしております。

具体的な学校の取組としては、学級担任や養護教諭等により、全ての児童生徒を対象とした健康観察や健康相談などを実施しております。また、定期的な教育相談を実施したり、いじめ等に関するアンケートを実施し、その直後に個別面談を行うなど、児童生徒がいつでも相談でき、相談内容に応じて適切な支援ができる校内体制の充実を図っております。

教育委員会といたしましては、引き続き学校にはこれまで以上に子供たちの危機のサインを見逃すことなく、早期発見、早期対応に万全を期していただくようお願いするとともに、各学校が名寄市教育相談センターや各関係機関、心の教室相談員やスクールソーシャルワーカーなどと十分な連携を図り、不安や悩み、困り感等を抱えた子供たちに組織的、協働的に適切な対応ができるよう支援してまいります。

次に、小項目2、子供が主人公の居場所づくりについてお答えいたします。令和3年1月26日に公表された中央教育審議会答申、「令和の日本型学校教育」の構築を目指してにおいては、新型コロナウイルス感染拡大による学校の臨時休業に伴う問題や懸念が生じたことにより、学校は学習機会と学力を保障するという役割のみならず、全人的な発達、成長を保障する役割や人と安全、安心につながることでできる居場所、セーフティーネットとして身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な役割をも担っているということが再認識されたと示されました。

教育委員会や学校におきましても、感染症対策等を講じる中でこうした学校の役割を再認識し、この間感染リスクを可能な限り低減した安全、安心な居場所づくりの提供とともに、子供たちの健やかな成長や学習機会、学力を保障し、誰一人取り残すことのないよう教育環境や教育活動の工夫改善に努めてきたところです。

また、各学校では学級が一人一人の児童生徒にとって存在感を実感できる場となり、集団の一員として安心して自分の力を発揮できるよう、支持的風土が醸成される学級経営の充実に努めてきております。

教育委員会といたしましては、今後とも各学校と十分に連携を図り、本市の学校が全ての子供たちにとって安心して楽しく通える、魅力ある居場所となるよう取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁いただきました。通告順に再質問させていただきたいと思っております。

1つ目に、コロナ禍における原油価格、物価高騰に対する支援策であります。今定例会では、やはりこの物価高騰が大きな社会問題といえますが、そういった中で数多くの質問が上げられたところでもあります。実は、お昼のニュースで1ドル145円というふうなニュースもあって、また円安がというふうな感じで、本当に大変な状況かなというふうに思っています。

そういった中で、国のほうもなかなか、はっと、これぞという支援が伝わってこない中で、本当に各自治体、道内だけでも、先ほども御紹介しましたけれども、例えば帯広市もほぼ全ての水道契約者を対象に、今年の冬の4か月分、水道の基本料金を免除する、それから学校給食費の値上げにつながらないように材料費の増額分を市が支援する、また低所得の65歳以上の高齢者世帯などにも道の補助を活用して支援していくというような取組が進められています。また、釧路市でも、これも水道料金の免除が出ています。それから、これは一般家庭ばかりではなくて、工場や飲食店などの業務用、それからお風呂屋さん、釧路では浴場が14件あるそうです。ここにも支援対象だということ。財源は、一般財源と地方創生臨時交付金というような形で支援しています。

先ほども御答弁いただきました。協議しているというような御答弁でした。やっぱり各寄市においても、思い切った施策が必要だというふうに思います。ここでも市民への強いメッセージが、支援していくのだと。この物価高騰の中で国の支援を待たずに支援していくのだぞというような強いメッセージが必要ではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 答弁の中で、各議員の物価高騰含めて、やっぱり支援が必要ではないかというお話が出ております。

先ほどの答弁の中で、1回目、2回目、少し段階を経てということでもありますけれども、協議の中で、議員御指摘のとおり、ほかの市でどういうことをやっているのか、私どもも情報を今集めている最中です。非常に大きな形で一回支援をしなければならぬかなと思っておりますが、田畑室長の答弁もありましたとおり、事業者の支援については恐らく時間軸によって少し変わってくるものだというふうな認識しておりますので、最初の支援については生活者に対する支援について中心に今協議をしているところであります。あとは、いつ私どものつくった政策判断が御審議いただくということになりますけれども、これもできるだけ早く進めていきたいと思っておりますので、いろんな観点から進めなければならないと思っています。特に生活に困窮されている方、様々な事情のある世帯もあると思っておりますので、その辺は総合的に勘案しながら進めてまいりたいと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 生活困窮者の方々への支援はもちろんです。でも、先ほども御紹介しましたように、本当に生活必需品がこれだけ値上げになっている。スーパーに行くたびに上がっている。そして、新聞紙上、テレビ等でも大きなニュースに取り上げられている。例えば年金生活者

でいえば、今年6月から受け取った年金から引き下げが始まりました。そして、10月からは、これは所得にもいろいろ条件がありますけれども、75歳以上の医療費の窓口負担が倍になります。こんなふうにして、いろんなことが増えていく中で、やっぱり支援というのは急がれるのではないかなというふうに思っているのですが、その点についていかがでしょうか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 協議の中で、やはり様々な視点ということありましたけれども、生活困窮者の方もそうなのですが、先ほど水道料金の御紹介もいただきました。幅広に構える部分も必要かなという中で進めております。

本当に円安も含めて物価高騰ありますので、できるだけ早めの政策判断が必要だと思っています。会期も残り僅かではございますが、その中でどのような対応ができるか、ここも早急に努めていきたいと思っています。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 本当に早急をお願いしたいなというふうに思っています。例えば事業者の方々、国からの支援もありますけれども、この間のコロナ禍で大打撃を受けているわけです。そういった方々にも、やはり早い支援が必要かなというふうに思います。

名寄市では、これからの時期、除雪の問題も一般質問で取り上げられていましたけれども、私の周りでも今年の冬の除雪の問題、大きな話題になっています。というのは、業者さんもガソリンの、原油支援があったので、効果はあったというふうな御答弁がありましたけれども、それでも高いです。なので、業者さんにとってはこのガソリンの高騰が大きく響いてきて、やっぱり今までと同じような費用で除排雪する、個人的にお願いしている部分ができないというふうなお断りの、お願いの文書が来たりして、話題になっているのです。

やっぱり高齢になって、一人ではできないから、業者さんに頼まなければならないわけです。そうしたときに、さっきも言ったように、年金は減らされているけれども、また出ていくものがこんなに増えるのかというようなことで、本当に困っている、市民生活に大きな影響が出ているという状況であります。ですから、やはり急いで対策を練ってほしい、このことを申し上げたいと思いますが、どうでしょうか。何かしつこいですけれども、よろしく願います。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） お気持ちは十分受け止めました。

この間も事業者に対しての支援も、先ほど来ずっとお話していますけれども、コロナ禍以降、名寄市としてはかなりきめ細かくやってきたつもりでもおります。一方で、今また別の局面にもなってきているということで、新たな支援策も国のほうからも今打ち出されておりますし、北海道のほうでも様々な事業者支援、あるいはいろんな形での支援が行われているということでもあります。

そうしたことを、状況をしっかりと捉まえた上で、それでもなかなか行き届かないところに関して、我々はできることをしっかりやっというということで、国からの臨時交付金も活用させていただきながら、できるだけ効果的な支援を速やかにやるように今準備を進めているところでありますので、ぜひ御理解をいただきたいと思ひますし、先ほどお話もあつたとおり、また第2弾の臨時交付金の話もありますので、その先、年末年始も見据えた中でさらなる支援策というのも今のうちから準備、検討していきたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 速やかな取組をお願いしたいというふうに思ひます。

それで、農業者への支援についてなのですけれども、今国のほうもいろいろ肥料の高騰分の支援

だとか出されてきているところですけども、これ調べてみましたら、今年22年産のお米、これの概算金、60キロ当たりの仮払金ですね、私たちがたくさん食べるななつぼし、これが60キロ当たりで1万1,500円と。去年よりかは500円高くなっているということでありました。しかし、2020年産から比べると1,700円も下がっているというようなことです。これがほとんど生産費、全国平均では1万5,000円と言っていますけれども、この生産費を下回る水準のまままで今概算金が言われている状況にあります。私たちは、買って食べるほうにしてみれば安いのはいいかもしれませんが、しかし次の、来年のお米を作ってもら将来に向けて、食料自給率を上げてもらうためには、やっぱりこのところの支援、もっと必要になるのではないかなというふうに思います。ある農業者の方にお聞きしてもはっきりと、国の支援も出てはきていますけれども、幾ら幾らというふうにながと出てこないというあたりでは、非常に不安なのだ。少し前の話でしたから、その後きちとした数字が出ているのかもしれませんが、そういった状況にあります。

今ロシアのウクライナ侵略もあって、世界的に食料危機が言われている中で、やっぱり日本の農業、この北海道の農業を守っていかなければならない、このことをすごく痛感しています。この点について、改めてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 今米の仮渡金のお金、金額も含めまして、今後の推移といたしましうか、どのようなことになっていくのかというふうな観点で御質問いただいたかと思ます。

昨日の今村議員の答弁の中でもお答えさせていただきましたが、今議員からありましたとおり、農産物の価格につきましては、やはり全国的な市況ですとか需給の状況等によって価格帯が一定程度決まっていくというふうな、そういった性格の

ものになっておりますので、なかなか生産者の皆さんの生産コストが価格転嫁できないというふうな、そういう構造にあるのかな。

今年につきましては幸いなことに、今のところ作物全般的に平年作、もしくは米に至っては豊作基調で進んでいるというところでありますので、そういう意味では販売価格自体は大きく上がらない状況下であって、収穫量のほうで一定程度収入が確保できるものではないかなというふうに捉えているところでございます。

先ほどお答えもさせていただきましたが、そういったことも含めまして、今年の一定程度収穫、出荷の状況を見ながら、最終的に農家経営、来年の再生産可能なものとなるのかどうなのかというところを見ながら、また国の対策のほうも、先ほど申し上げましたとおり、まだ不透明なところもございまして、制度としては示されているのですが、基準となる、いわゆる具体的にどれぐらいの金額が支援されるのかというところがまだ見えない部分もございまして、そういったものを勘案しながら引き続き検討させていただきたいということで、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 昨日のやり取りの中で国や道、またJAさんのところからの支援もというふうなお話があったかなというふうに思うのですが、ここの部分についてももうはっきりとした、今まだ明らかになっていない部分もあるというふうにお話があったかと思ますけれども、大体ほぼ決まっているのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 国の肥料高騰対策の中身が、肥料価格に上昇率といったものを掛けて、これは上昇率につきましては国のほうで一定程度統計の数字から、例えば1.8倍になっていますとかというふうな、そういった高騰率を用いて、補助の支援の基本金額を決めるという仕組みになってございまして、その高騰率がまだ確定して

いない。そこが決まりますと、今の販売価格というところから積算できますので、それで支援の額といったところが示されていくというところで、そこがまだ不透明なところですので、御理解いただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 先ほどもお話ししましたように、農業者の方々、来年度の営農計画のところ、もう本当にせっぱ詰まっている状況にあるということですので、やはり早くきちっとした額を示してもらおうように、地方からも、昨日の議論の中でもありましたけれども、国に支援を求めていくという部長のお話もあったかと思いますが、強く求めていただけたらいいかなというふうに思っております。

あと、酪農の部分です。ここも、私もあまり詳しくなくて申し訳ないのですが、子牛の価格が非常に安くなっているというようなことなのですが、こういった部分でも酪農されている皆さん方、大変な思いをされているのではないかというふうに思います。ちょっと調べましたら、8月26日に行われた宗谷地方の豊富ですね、家畜市場で初任牛の平均価格が45万8,000円で、50万円の水準を下回りましたと。2019年8月には77万円だったというようなことが記載されていました。この状況というのは、名寄市でも同じなのでしょうか。

○議長（東 千春議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 酪農、畜産におかれましては、まだ正式に通知は来ておりませんが、今国のほうでも追加対策ということで配合飼料の価格補填ですとか、経産牛1頭当たりに対する支援といったものが今検討されているというところで示されておりますので、今後正確な内容として示されることで、一定程度酪農、畜産においても今の価格高騰の部分に対しての影響が緩和されるかなというふうに押さえているところです。それで、今議員のほうからお話のありました子

牛の販売価格の下落の部分であります、これにつきましてはコロナ禍ということもございまして、生乳の需要が落ち込んだというふうな、以前生乳廃棄というふうな危機もあるのではないかということも一部報道された、御存じかと思いますが、そういった今の流れの中で、一時期増産体制、牛を増やして生乳生産を増産していこうというふうな、国の事業の活用も含めて全国的に、特に道内においてはかなり増産に向けた取組というのが進められてきておりました。市内におきましても、そういう意味では規模拡大の取組というのが何件かの酪農家さんでも取り組まれておりますが、ここに来てそういった、先ほど言いました需給のバランスが崩れたということがあって、名寄市内では生産調整というふうな取組、まだ行っていませんが、地域によっては一定程度、これまでの生産量の範囲にとどめてほしいというふうな、そういう調整を行っている部分もございまして、その部分ですできるだけ、過剰と言っているのかどうか分かりませんが、出荷できる分に見合わない頭数については、少し減らしていこうというふうな動きが進んでおります。

そうした流れを受けまして、なかなか出回ってくる子牛の数としては増えてくる一方で、新しく買おうというふうなところの動きがやっぱり鈍いということがありまして、そこによって価格のところは下落している。これは、市内の生産者の中でも特に雄牛については、そういった市場に出すことになりますので、そこでうまく買われるか買われないかというところが一つありますし、価格についてもやはり今一時期の高騰時期に比べるとかなり落ちているというふうには聞いておりますので、少なからず影響はあるかと思っております。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 私たちの食を支えていただいている農家の方々、酪農家の方々、この方々がこんなにひどい状況になっているか、びっくりしました。

今の子牛のことなのですが、調べましたら、今年6月までは大体10万円以上だったというふうにありました。それがもう1万円を割り込む状況になっている。大変なことになっていくのかなというふうに思います。こういったところに国や道の支援が追いついていないのかどうか、そこがすごく気になるところであります。

名寄市民としてもそうですけれども、私たちの食を支えていただいている方々への支援というところでいうと、非常に重要なところかなというふうに思うのですが、もう一度お考えをお聞かせいただきたいと思いますが。

○議長（東 千春議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 今そういった状況にあるということもございますので、先ほど申し上げましたとおり少なからず影響はあるものというふうに捉えています。

そういったものに対して、子牛の販売価格等につきましても、これは市場の需給バランスといったこともございますので、そこに対する直接的な国の支援は今のところ出されていない状況でございます。ここは、需給が改善すれば高くなるといった性格のものでありますので、ここについては今後の推移を見守るしかないのかなというふうには捉えております。

また、生産者のほうも、今性判別精液といたしまして、雌が生まれる確率の高い、そういったものを使って、極力雄牛が生まれにくいような、そういった努力も、ずっと市内でも取組が進んでおりますので、効率的にそういう意味では経産牛が飼育できるようにというふうな、そういった努力もずっと取り組んでおります。そんなところも含めて、できるだけ効率的な生産体制に取り組まれているものと捉えております。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） ぜひ支援を強めていただきたいと思ひますし、相談のところもお話があったかなというふうに思ひますので、相談

体制も含めて支援をお願いしたいというふうに思ひます。

時間もなくなりましたので、次に移らせていただきたいと思ひます。

コロナ禍における子供たちへの支援なのですが、本当にあれも駄目、これも駄目という中で子供たちが過ごしてきて、もう3年になってしまったというような状況の中で、自殺の数が文科省の集計した報告から、全国の国公私立小中高から報告があった児童生徒の自殺が2021年10月に発表されているのですが、2020年度で415人数えたといったことでした。もう本当に何と云っていいかわかりません。

それで、その子供たちの状態がどうだったかという、いろいろ複数回答があつて、家庭の不和だったり精神的な問題があつたり、心労の問題、いじめの問題もあつたのですが、身近な人たちが見ても特段の様子の変化が分からなかったという不明が52.5%になっているというふうな報告でありました。研究者の指摘によりますと、この不明の深い部分にある子供の苦しみと生きづらさの探究こそが現代社会と私たちに問われている課題ではないでしょうか。非常に難しいのですが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 先ほど議員のほうから御紹介いただきました国立成育医療研究センターの報告を私も見させていただきまして、子供たちに総合的な困難が見られることですか、どこに援助や相談を求めればよいか分からないことなど、そういったことも調査の結果で分かったということが記されているところがございます。

繰り返しになるのですが、先ほどもお話しさせてもらったとおり、本当に長期化しているこのコロナ禍の影響によりまして、子供たちは何らかの不安ですとか悩み、ストレスを抱えているということは、そういったことを前提にしながら、

各学校においては一人一人の心身の状況にしっかりと把握して、組織的に対応させていただいていると考えているところでございます。

さらには、SOSというものを発信できる教育というところも始めさせていただいていると思っています。子供たち、不安や悩みを抱えていることを誰にどのように助けてもらえばいいか、そういったことも身につけるといことも非常に重要ですので、そういった教育のほうも少しずつ行わせていただいているところでございます。

先ほど教育長のほうも名寄小学校の話させていただいていましたけれども、私も後ろというか、窓側が名寄小学校なものですから、よく見えるのですけれども、放課後を問わず、日中もそうなのですけれども、今子供たち少しずつ笑顔で友達と遊んでいますし、また放課後は野球クラブが本当に一生懸命練習している姿を見ると、少しずつ以前の生活には戻りつつあるのかなと感じ取れますけれども、こういったコロナ禍の影響の中ということをしっかり踏まえながら、学校のほうには対応していただきたいということでお願いしているところでございますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今子供たちがSOSを発信できるような体制づくりというお話がありました。ここ本当に大切なところだなというふうに思いますし、非常にうれしく今お聞きをさせていただきました。

私の町内会の中で夏休みにラジオ体操を一緒にしたり、それからちっちゃな子供の祭りもやらせていただきました。本当にはじけるような笑顔でした。こういったことが少ない中で、本当に子供たち我慢してきたのだなというのを強く感じたところです。

先ほど部長の御答弁の中にもありましたけれども、学校というのは学習権、学習する場だけではなくて、同時に生活権であったり文化権、厚生権、

また自治や参加権を保障する、そういった役割も担っている場所であるということかなというふうに思っています。この環境を大切にしていっていただきたい。私たち市民も一緒に大切にしていきたい、こんなふうに思っています。

それで、行政報告の中で不登校児童生徒の学びの継続のために1人1台の端末を活用して遠隔による授業参加ができる仕組みづくりに取り組んでいくというふうに書かれていました。まだ取り組んで……もう取っかかったのでしょうか。どういう状況なのかお知らせください。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 本年度不登校の子供たちのためにICTを活用して教育環境を整えていこうということで今取組をさせて、まだ始めてはいないのですけれども、これから進めさせていただきたいのですが、今どのようにやったらいいか等々、学校を含めて今研究させていただいている状況でありますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） このことについては、以前私も御紹介した経過があったかなというふうに思っています。そういった部分でのITの活用というのは、このコロナ禍だからこそ、こういうことができるのだなというのが分かったといひますか、そんなふうに思っています。これだけに頼ってしまうと、また大変なことになるかなと思いますので、よろしく願いいたします。

それで、本来であれば、楽しい語らいの時間でもあった給食の時間が黙食ということで、何かもぐもぐタイムというふうに言われているということで、感染予防を徹底した指導がこういったことになったのだというふうには思います。しかし、入学式も卒業式も、また修学旅行も体育祭も学校祭も本当に学校生活の中で欠かすことのできない思い出が空白に近い状態になっている。そこが友達と楽しい思い出が共有できない、また家族と

も共有できないといったことが本当に多過ぎたかなというふうに思っています。このところをどう補っていくかというのが重要なことというふうに思っています。

それで、1つ確認をさせていただきたいのですが、東中学校の回覧、がんばるねばるです。この中で、9月3日の学校祭に合唱コンクールがありました。参観は、各家庭保護者1名というふうに書かれていて、何とかならなかったのかなと。保護者の中で1名しか来れない児童生徒の方々もいらっしゃるかもしれませんが、この機会におじいちゃん、おばあちゃんにも来てもらいたい、そんな思いがあったのではないかなというふうに思うのですが、それぞれの学校ごとの対応かというふうに思いますが、この点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） この間の学校でのいろいろな行事につきましては、議員も御承知のとおり、保護者の皆さん方にお越しいただいて、子供たちの頑張りですとか努力した姿ですとか、笑顔あふれる姿ですとかを見ていただきたいところではあるのですが、やはり学校の中におきましても、まだコロナというものの、言い方は悪いですが、脅威みたいなものもございしますので、やはりそこは各学校において、その状況を踏まえながら対応させていただいているものかなというふうに考えているところでございます。

各学校におきましても、それぞれこれからの状況に応じて、そういったところも少しずつ変わってくるものかなと思えますが、学校間によって今の状況って大分変わってきますので、その辺は各学校においてしっかりと対応させていただいているというふうに認識しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 保護者の方から寂しかったという声も聞いていますので、それをお伝

えしたいなというふうに思います。

それからあと、もう一点、行政報告の中にありました全国学力・学習状況調査の参加状況についてお伺ひしたいと思っておりますが、小学校6年生が161人、中学校3年生176人が参加したと報告がありました。参加できなかった児童生徒はいたのでしょうか。また、できなかった理由が分かればお知らせください。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 参加できなかった子供たちはいないというふうに聞いています。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今この学力・学習状況調査、都道府県ごとの結果が公表され、また学校別の平均点も公表されているということで、学校間の競争をあおっていないかといった指摘もあるところであります。点数を上げるために、過去問や類似問題を繰り返して行ったりと、こんな話も聞いています。子供たちが楽しみにしている学校行事を削って行われたという話も以前聞いたことがあったところであります。こうしたことが、今コロナ禍の中も含めて、子供たちに大きな負担になっていないかというふうなことで危惧されるところであります。

ある現場の先生の声ですが、学力・学習状況をどういう状況なのか把握するのであれば、抽出調査でいいのではないかと声もあるのですが、この点についてお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 本市の小中学校の児童生徒、保護者からは、全国学力・学習状況調査を受けることについての負担ですとか不安等の相談があったという報告は今のところございません。

文科省は、この調査の目的といたしまして、義務教育の機会均等等、その水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握、そして分析し、教育施策の成果と課題を検討し、その改善を図るといったことが目的とされておしま

して、今回コロナ禍における児童生徒の学習状況や学習習慣等を把握することが重要と判断されたことで実施に当たったものと考えられておりますので、私どももそうした市の考え方にに基づき、本調査のほうに参加させていただいたということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 全国で一斉にやるわけですから、膨大な費用になっています。以前もこの費用のことも取り上げたことがありましたけれども、今回は取り上げませんけれども、この費用があつたら少人数学級の実現を求めたいなというふうに私は思っているところでありますけれども、この費用のことでいろいろ調べてみましたら、概算要求のところで全国学力・学習状況調査のC B T化、コンピューター・ベースド・テスト、パソコンやタブレットを使ったテスト、これに向けた取組の推進として6億円が概算要求で上がっていました。名寄市もこういった取組が始まっているのでしょうか。今後どのようにしていくのか、これをお知らせください。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） C B T化、いわゆるコンピューターを使った試験方式のことだと思いますけれども、こちらにつきましては全国的な学力調査、2024年度から順次導入かなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） もう想像がつきません。私、パソコンやタブレットを使ってテストをするという想像がつかないのですが、どういふふうにしていくのでしょうか。このために6億円が追加されるということですので、もうちょっと私も調べていきたいなというふうに思っていますし、今後どんなふうになるか注視をしていきたいというふうに思っています。

最後になりました。市長の旧統一教会との関連

については、ありませんというふうなきっぱりとした御答弁がありました。やっぱりこれだけ大きな問題になっている中ですので、やはり市長や、また市の関連のところでもこういった反社会的なカルト集団との関係は全て明らかにすることが必要だろうということで、取り上げさせていただきました。

今回この旧統一教会の中で被害に遭われた方々の相談窓口が、政府が設置した相談窓口なのですが、9月5日から9日までの5日間で1,002件の相談があり、ほとんどが金銭にまつわる相談だったといいます。電話がつながりにくくて、体制を強化したというふうなことでありました。名寄市民の中にはいるかいけないか分かりませんが、こういった相談が来られたときには、どこにどう相談したらいいのか。やっぱりこういうこともお知らせしていく必要があるだろうというふうに思うのですが、その点についてどのようにお考えかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 旧統一教会の関係の相談窓口ということでございますけれども、道のほうから消費生活センターのほうで、そういった問合せがありましたらこちらのほうにということで連絡が参っておりますので、改めてケアをしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（東 千春議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第3 報告第2号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、報告第3号 令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第2号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び報告第3号 令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告について、一括して御報告を申し上げます。

報告第2号については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、報告第3号については同法第22条第1項の規定に基づき令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を御報告申し上げます。

なお、細部につきましては総務部長から説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） 追加説明を渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） それでは、私のほうから報告第2号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について及び報告第3号 令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告について一括して追加説明をさせていただきます。

配付いたしました資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。初めに、総括表①、健全化判断比率の状況（令和3年度決算）についてありますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については赤字が発生していないことから、バー表示、実質公債費比率については前年度より0.5ポイント増の10.2%、将来負担比率については11.8ポイント減の7.5%となりました。

次に、各指標の具体的な説明をさせていただきます。2ページをお開きください。総括表②、連結実質赤字比率等の状況（令和3年度決算）についてであります。初めに、表の左上の欄は一般会計等の赤字の割合を示す実質赤字比率の積算内訳を記載しています。一般会計の実質収支は4億6,205万5,000円の黒字、市立大学特別会計の実質収支はゼロ円となっており、分母である標準財政規模に対する割合はマイナス3.49%で、実質的な赤字が発生していないこととなります。

次に、表の右下を御覧ください。一般会計等に加え、特別会計、企業会計など全ての会計を対象とした連結実質赤字比率の積算内訳を記載しております。全ての会計の実質収支を合計すると23億6,370万7,000円の黒字となり、この額が標準財政規模に占める割合はマイナス17.85%であることから、特別会計、企業会計を合わせた全ての会計においても実質的な赤字が発生していないこととなります。

3ページを御覧ください。総括表③、実質公債費比率の状況（令和3年度決算）についてであります。実質公債費比率とは、一般会計の公債費に加え特別会計や企業会計、一部事務組合などへの公債費に準じた繰出金や負担金などの合計額が標準財政規模に占める割合をいい、直近の決算の3か年平均を用います。令和3年度は、普通交付税や臨時財政対策債発行可能額の増加などにより、単年度の比率では前年度より0.92ポイント減の10.09%となりましたが、地方債の元利償還金の増加から令和元年度から令和3年度の3か年平均では0.5ポイント増の10.2%になりました。

4ページをお開きください。総括表④、将来負担比率の状況（令和3年度決算）についてであります。将来負担比率とは、地方債残高など一般会計が将来にわたって負担すべき金額が標準財政規模に占める割合をいいます。令和3年度決算では、前年度より11.8ポイント減の7.5%となりました。上段の将来負担額は、地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入れ見込額、職員の退職手当負担見込額など将来にわたって負担すべき金額を記載しています。また、中段の充当可能財源等は、充当可能な基金や公営住宅使用料等の特定歳入、将来にわたって地方交付税で措置される基準財政需要額算入見込額などを記載しています。将来負担比率が減少した要因としましては、各会計の地方債現在高の減少、職員の年齢構成の変化による退職手当負担見

込額の減少と普通交付税の増加による標準財政規模の増が上げられます。

5ページをお開きください。ここでは公営企業会計の資金不足比率の状況を表しております。企業会計である病院事業会計及び水道事業会計並びに下水道事業会計の歳出相当の額は貸借対照表における流動負債から翌年度償還の企業債等の額を控除した金額を、また歳入相当の額は流動資産の額をそれぞれ記載しており、その差額が資金不足額となります。各会計とも歳入相当額が歳出相当額を上回っているため資金不足は発生していないことから、資金不足比率は算出されません。

また、食肉センター事業特別会計についても歳出と歳入の決算額を記載しておりますが、こちらは一般会計繰入金で調整しておりますので、収支均等となっており、資金不足は発生しておりません。

以上、追加説明といたします。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（東 千春議員） これより、報告第2号外1件の一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。報告第2号外1件を終結いたします。

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日9月23日から9月28日までの6日間を休会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、明日9月23日から9月28日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時10分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 佐久間 誠

署名議員 遠 藤 隆 男